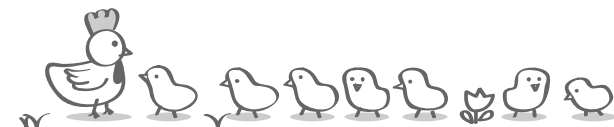


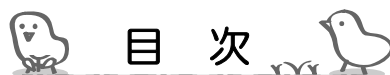
寒川町

次世代育成支援対策行動計画（後期）



素案

寒川町



目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 これまでの国の施策	3
3 計画の位置づけ	5
4 他計画との調和	6
5 計画の期間	6
第2章 寒川町の現状	9
1 人口動態と子どもの世帯	9
2 少子化の動向	16
3 母子保健の動向	26
4 アンケート調査からみる現状と課題	31
第3章 前期計画の検証	37
1 施策評価の方法	37
2 検証結果	37
3 基本目標別の事業進捗状況	38
4 目標事業量の進捗状況	41
第4章 基本理念と基本目標等	45
1 計画の基本理念	45
2 基本的視点	46
3 基本目標	48
4 施策の体系	50



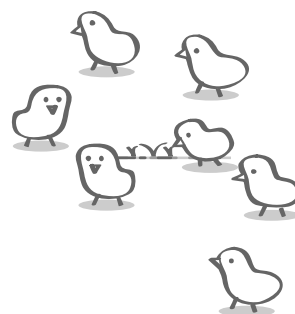
第5章 施策の展開.....	53
基本目標1 子育て家庭の支援.....	53
基本目標2 母子の健康の確保と増進.....	61
基本目標3 教育環境の整備.....	64
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	68
基本目標5 要支援家庭への取り組み.....	73
第6章 目標事業量の設定.....	79
1 特定事業について.....	79
2 特定14事業の目標設定.....	81
第7章 計画の推進体制.....	85
1 推進体制の整備.....	85
2 住民との協働.....	85
資 料 編.....	89



第 1 章



計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26となり、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

以上のような動向を踏まえ、国の「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

本町では、平成17年3月「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、「のびのびすくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んでまいりました。

計画期間の中間期を迎えた今、より一層の子育て支援の充実が求められていることから、「寒川町次世代育成支援対策行動計画（後期）」の策定にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、町民をはじめ地域の支援団体・関係機関など、多くの方の協力が得られる策定体制とし、前期計画の施策等の中間評価を行い、新たな子育て支援に向けて平成22年度から始まる後期計画を策定します。

2 これまでの国の施策

国は、平成2年の「1.57ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、平成11年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成11年のエンゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取り組みが保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を地域全体として支え、



社会全体が一体となって総合的に取り組みを進めることとされました。平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年から施行されています。平成15年には、「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年に、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定されました。同年、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定され、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。さらに、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置されました。ここでとりまとめられた中間報告において最優先課題とされた、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現については、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、重点戦略に反映されています。

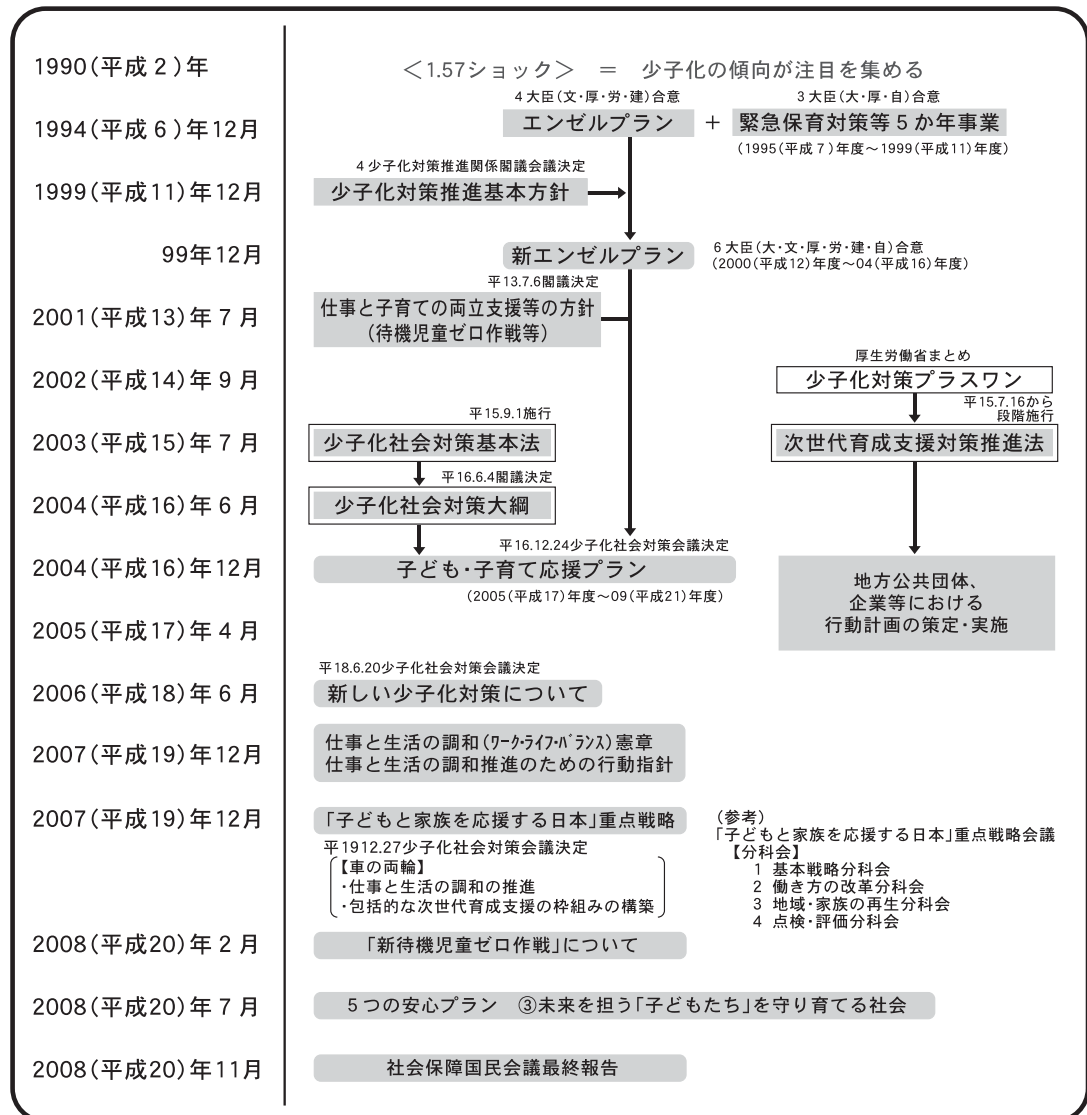
平成20年には、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現のため「新待機児童ゼロ作戦」を掲げ、今後10年間に於いて保育のサービスの質と量の充実・強化に取り組むこととなりました。

また、同年7月には、緊急に対策を講ずべき5つの課題について「社会保障強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」を取りまとめました。5つの課題のうちの1つの柱である『未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会』の実現に向けて「保育サービス等の子育てを支える社会基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進する施策が盛り込まれています。

さらに、同年11月に、国民が希望と安心の持てるような社会保障制度のあり方という観点から設置された社会保障国民会議では、最終報告により、子育て支援の社会的基盤の充実に関する視点が示されました。

※1.57ショック…1989年（平成1）の全国の合計特殊出生率が1.57となり、丙午（ひのえうま）で出生数が激減した1966年（昭和41）の合計特殊出生率1.58を下回ったことから、少子化問題が広く認知された出来事のこと。

図 少子化対策の経緯



資料：平成21年度版 少子化白書

3 計画の位置づけ

(1) 計画策定の義務

「次世代育成支援対策行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画となっています。

(2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

計画期間は5年を一期として、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められています。

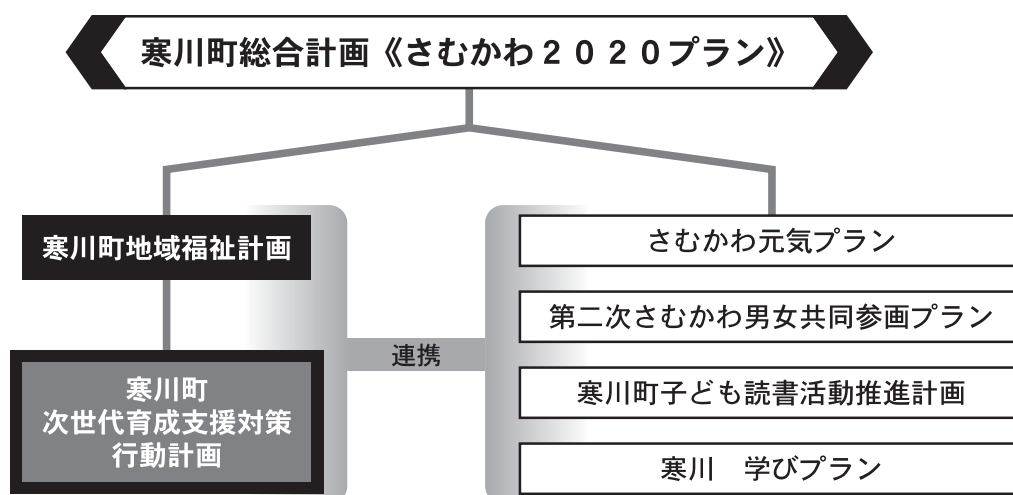


(3) 後期行動計画の位置づけ

次世代育成支援対策行動計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置づけられています。本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策前期行動計画」を策定し、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行い、「次世代育成支援対策後期行動計画」を策定します。

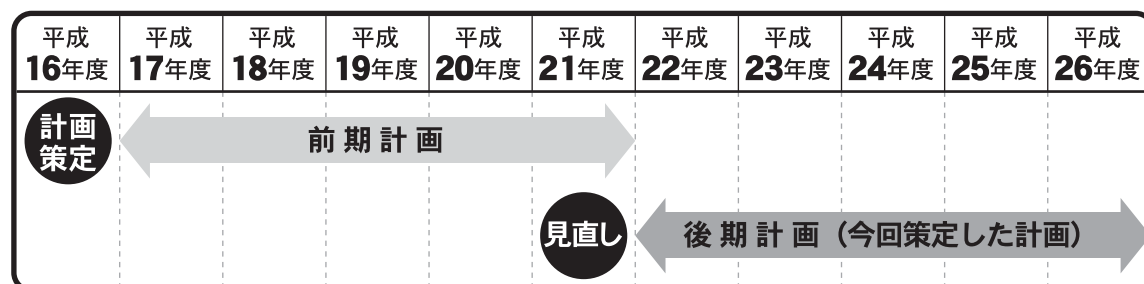
4 他計画との調和

後期行動計画は、寒川町の全体的な計画である「寒川町総合計画」に基づく「寒川町地域福祉計画」の部門別の個別計画として、「寒川町次世代育成支援対策前期行動計画」を引き継ぐとともにその他の法律の規定により、次世代育成支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしします。

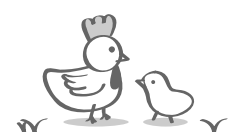


5 計画の期間

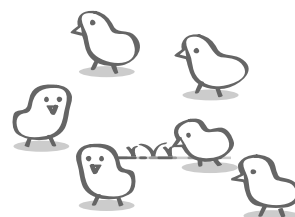
行動計画は5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画（前期計画）は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐために策定する行動計画（後期計画）は、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間として、平成21年度に策定しました。



第2章



寒川町の現状



第2章 寒川町の現状

1 人口動態と子どもの世帯

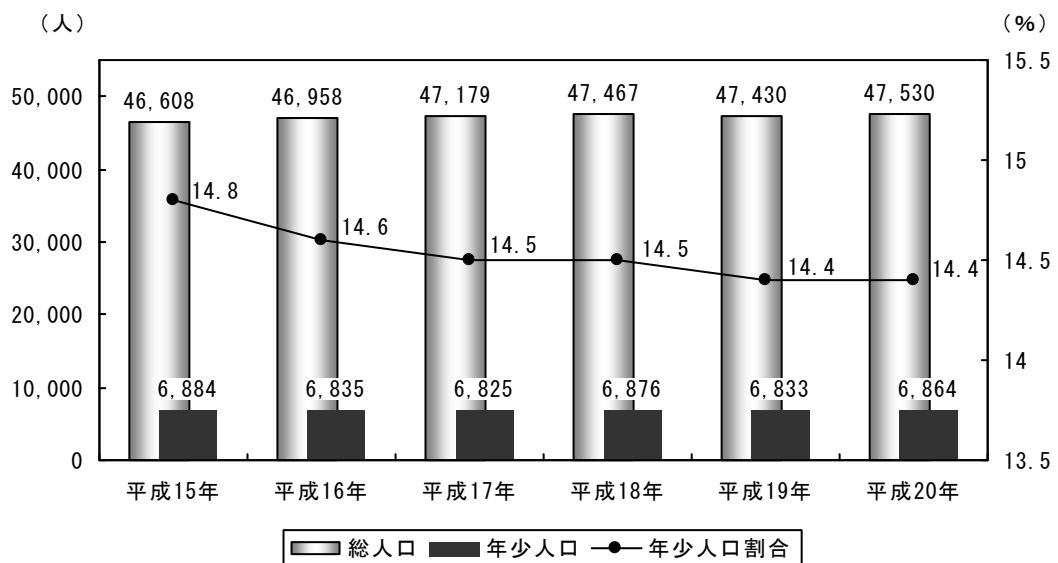
(1) 総人口と年少人口の推移

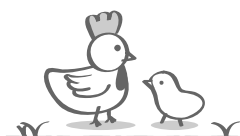
寒川町の平成20年1月の人口は47,530人となり、平成15年から増加傾向となっています。年少人口（15歳未満）は、平成20年では6,864人で平成15年より20人減少しており、年少人口割合は14.4%と減少傾向にあります。

単位：人、%

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	46,608	46,958	47,179	47,467	47,430	47,530
年少人口 (15歳未満)	6,884	6,835	6,825	6,876	6,833	6,864
年少人口割合	14.8	14.6	14.5	14.5	14.4	14.4

資料：神奈川県年齢別人口統計調査（各年1月1日現在）





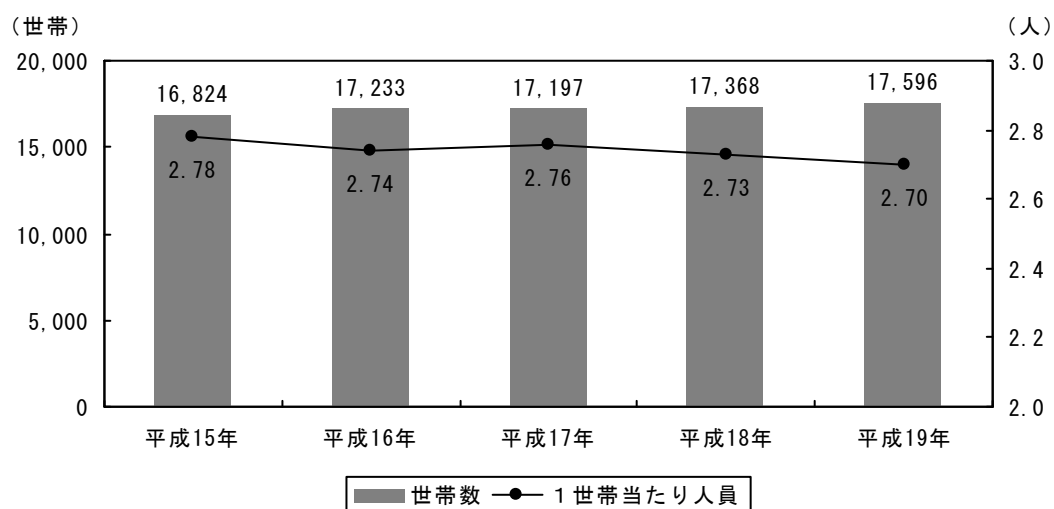
(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成15年から増加傾向で推移し、平成19年は17,596世帯で平成15年から772世帯の増加となっています。一方、1世帯当たり人員は、減少傾向で推移しており、平成19年は2.70人となり、核家族化が進行していることがうかがえます。

単位：人、世帯

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総人口	46,809	47,166	47,457	47,456	47,587
世帯数	16,824	17,233	17,197	17,368	17,596
1世帯当たり人員	2.78	2.74	2.76	2.73	2.70

資料：神奈川県衛生統計年報（各年10月1日現在）



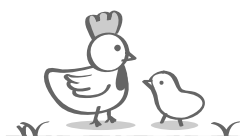
(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成17年には総世帯数17,142世帯の67.2%を核家族世帯（11,524世帯）が占めており、核家族の増加が顕著となっています。特に夫婦のみ世帯、女親と子ども世帯が増加しています。また、その他の親族世帯では、夫婦、子どもと両親の同居世帯が減少しています。

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	6歳未満親族のいる世帯（平成17年再掲）	18歳未満親族のいる世帯（平成17年再掲）
総数	14,289	15,629	15,933	17,142	2,123	4,944
A 親族世帯	11,130	12,393	12,675	13,204	2,123	4,942
I 核家族世帯	9,381	10,580	10,922	11,524	1,823	4,113
(1) 夫婦のみ	1,668	2,313	2,846	3,304	—	—
(2) 夫婦と子ども	6,922	7,274	6,869	6,795	1,742	3,727
(3) 男親と子ども	184	228	245	259	6	56
(4) 女親と子ども	607	765	962	1,166	75	330
II その他の親族世帯	1,749	1,813	1,753	1,680	300	829
(5) 夫婦と両親	56	48	63	65	—	—
(6) 夫婦とひとり親	101	128	189	203	—	—
(7) 夫婦、子どもと両親	465	468	362	298	91	235
(8) 夫婦、子どもとひとり親	703	759	654	568	85	299
(9) 夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	23	19	35	37	1	9
(10) 夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	102	102	132	150	43	120
(11) 夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	24	25	37	27	2	4
(12) 夫婦、子ども、親と他の親族	141	113	85	94	61	85
(13) 兄弟姉妹のみ	42	41	65	76		1
(14) 他に分類されない親族世帯	92	110	131	162	17	76
B 非親族世帯	13	51	48	98	—	—
C 単独世帯	3,146	3,185	3,210	3,840	—	2

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



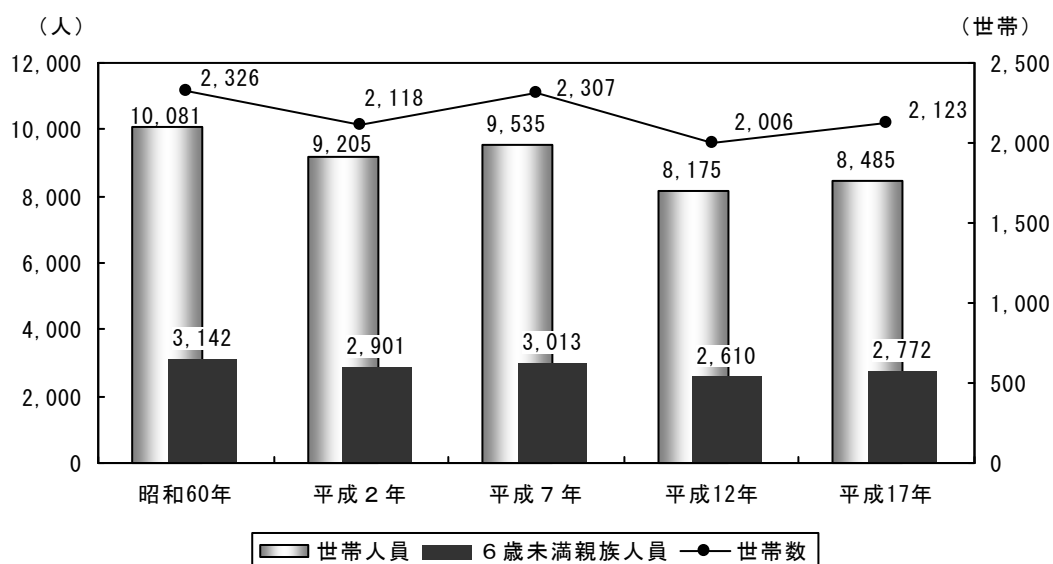
(4) 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると6歳未満の親族のいる世帯は、平成17年では2,123世帯で世帯人員は8,485人、1世帯当たり4.0人となっています。また、6歳未満親族人員は2,772人で1世帯当たりの6歳未満人数は、1.31人となっています。

単位：人、世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯数	2,326	2,118	2,307	2,006	2,123
世帯人員	10,081	9,205	9,535	8,175	8,485
1世帯当たりの人員	4.33	4.35	4.13	4.08	4.00
6歳未満親族人員	3,142	2,901	3,013	2,610	2,772
1世帯当たり6歳未満人員	1.35	1.37	1.31	1.30	1.31

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



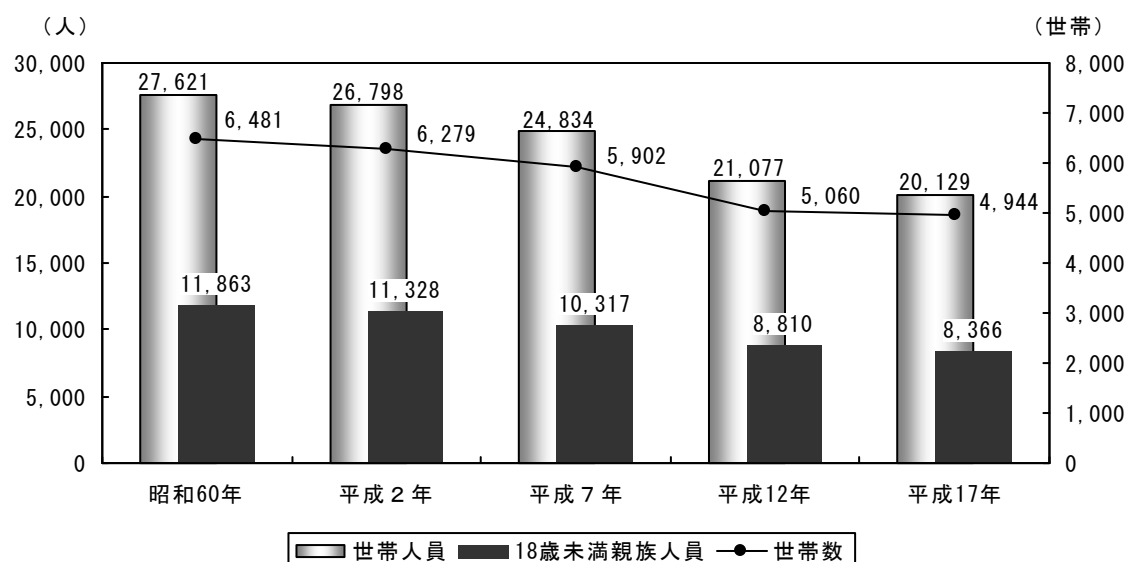
(5) 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

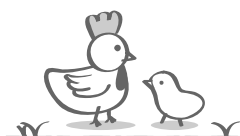
国勢調査によると18歳未満の親族のいる世帯は、平成17年では4,944世帯で世帯人員は20,129人、1世帯当たり4.1人となっています。また、18歳未満親族人員は8,366人で1世帯当たりの18歳未満人数は、1.69人となっています。

単位：人、世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯数	6,481	6,279	5,902	5,060	4,944
世帯人員	27,621	26,798	24,834	21,077	20,129
1世帯当たりの人員	4.26	4.27	4.21	4.17	4.07
18歳未満親族人員	11,863	11,328	10,317	8,810	8,366
1世帯当たり18歳未満人員	1.83	1.80	1.75	1.74	1.69

資料：国勢調査（各年10月1日現在）





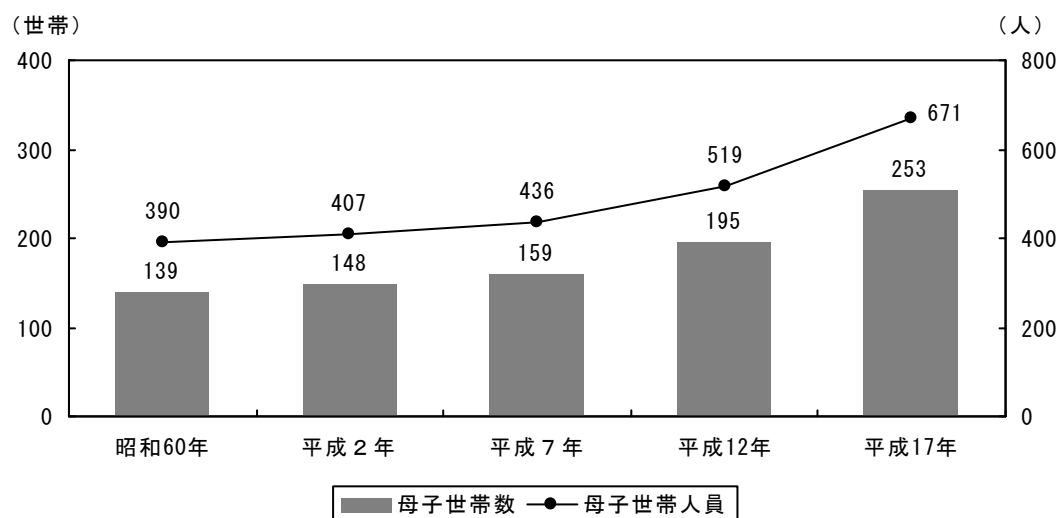
(6) 母子世帯の推移

国勢調査によると母子世帯数は増加しつづけ、平成17年では253世帯で平成12年の195世帯から58世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成17年では671人で1世帯当たり2.65人となっています。

単位：世帯、人

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
母子世帯数	139	148	159	195	253
母子世帯人員	390	407	436	519	671
1 世帯当たり母子世帯人員	2.81	2.75	2.74	2.66	2.65

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



※母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の構成員がいないもの）をいいます。

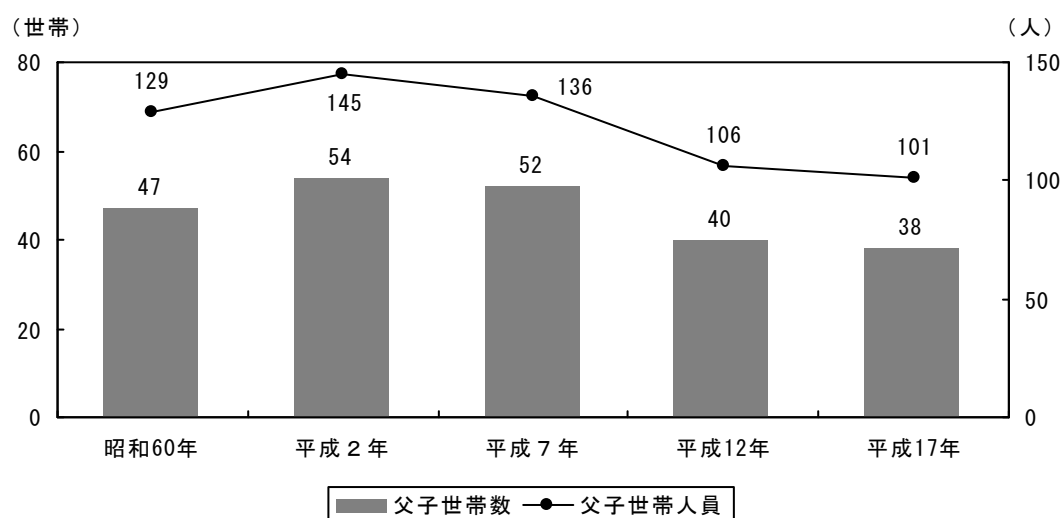
(7) 父子世帯の推移

国勢調査によると父子世帯数は、平成17年では38世帯で世帯人員は101人となっており、1世帯当たり2.66人となっています。

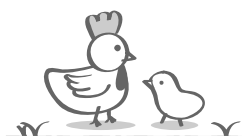
単位：世帯、人

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
父子世帯数	47	54	52	40	38
父子世帯人員	129	145	136	106	101
1世帯当たり父子世帯人員	2.74	2.69	2.62	2.65	2.66

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



※父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の構成員がないもの）をいいます。



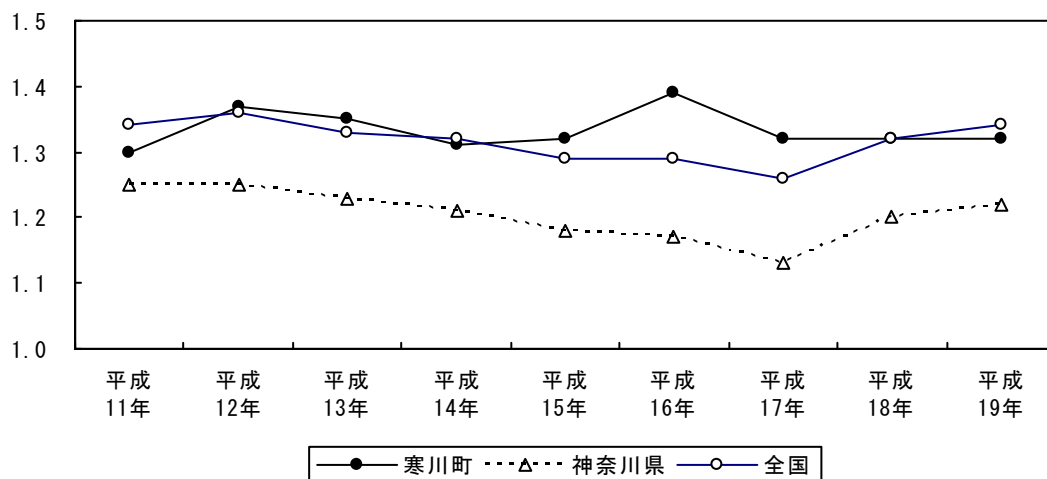
2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると平成16年の1.39から平成17年の1.32に減少し、平成19年では寒川町は1.32で国の1.34を下回っていますが、県の1.22は上回っています。

	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
寒川町	1.37	1.35	1.31	1.32	1.39	1.32	1.32	1.32
神奈川県	1.25	1.23	1.21	1.18	1.17	1.13	1.20	1.22
全 国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）



※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされています。

(2) 出生数、出生率（人口千対）の推移

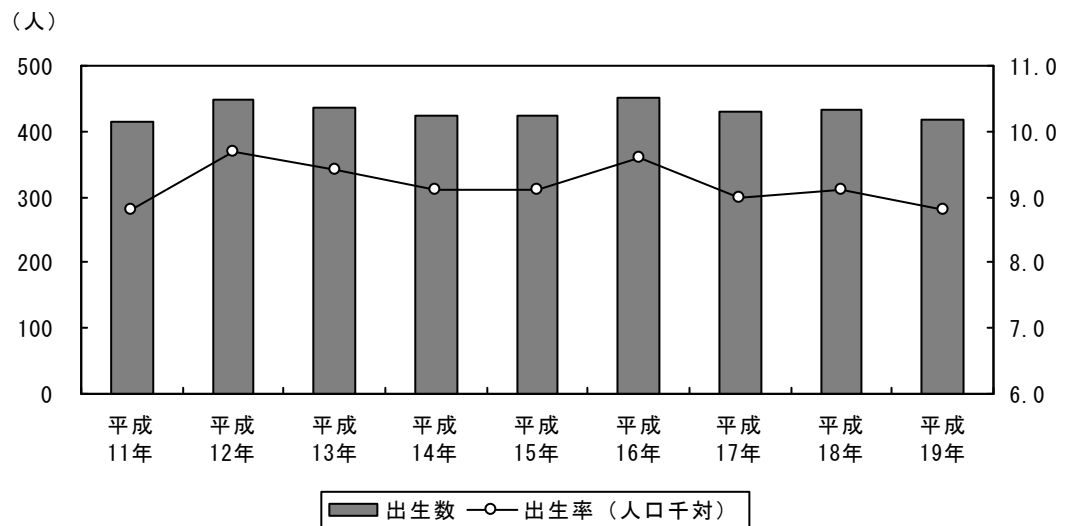
出生数、出生率の推移では、出生数は平成16年の452人から平成19年の419人まで33人減少し、平成19年の出生率は8.8‰となっています。

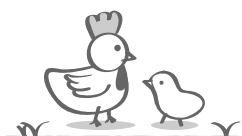
単位：人、‰

	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
出生数	449	436	425	425	452	429	434	419
出生率	9.7	9.4	9.1	9.1	9.6	9.0	9.1	8.8

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）

※ ‰（パーミル）：千分率





(3) 出生率（人口千対）の推移の比較

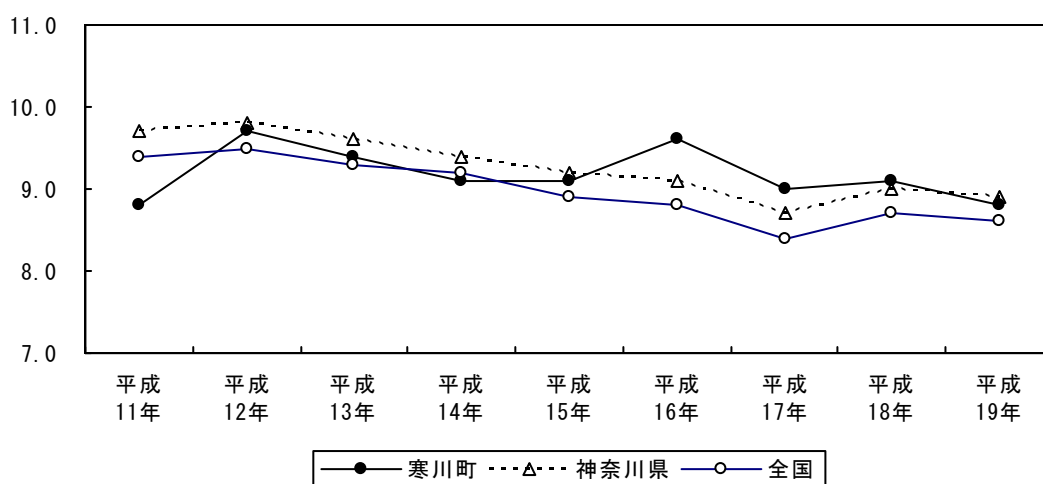
出生率の推移を国、県と比較すると平成16年から平成18年までは、国、県を上回っていましたが、平成19年の出生率は8.8‰となり、県の8.9‰を下回っています。

単位：‰

	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
寒川町	9.7	9.4	9.1	9.1	9.6	9.0	9.1	8.8
神奈川県	9.8	9.6	9.4	9.2	9.1	8.7	9.0	8.9
全 国	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）

※ ‰（パーミル）：千分率



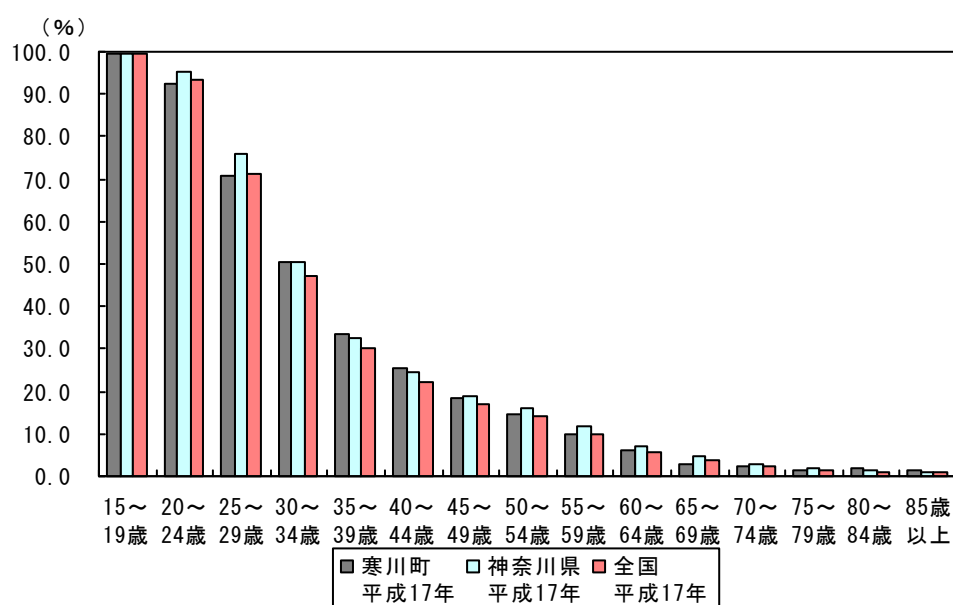
(4) 未婚率の推移と比較（男性）

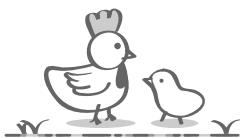
国勢調査によると平成17年の男性の未婚率は25～29歳が70.8%、30～34歳が50.4%となっており、2人に1人は未婚者となっています。また40歳代、50歳代においても未婚率が高く推移しており、35～44歳では県、国より高くなっています。

単位：％

	寒川町				神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	98.3	98.9	99.5	99.4	99.6	99.6
20～24歳	91.6	92.8	92.1	92.4	95.5	93.4
25～29歳	68.4	65.9	72.6	70.8	75.8	71.4
30～34歳	37.1	37.9	44.2	50.4	50.6	47.1
35～39歳	20.1	22.1	27.4	33.3	32.4	30.0
40～44歳	11.4	16.6	18.5	25.7	24.6	22.0
45～49歳	6.2	10.6	14.5	18.4	18.9	17.1
50～54歳	4.2	6.1	9.3	14.4	16.0	14.0
55～59歳	4.1	3.8	5.0	10.1	11.7	9.8
60～64歳	1.7	3.5	3.4	5.9	7.3	5.8
65～69歳	2.7	1.9	3.3	2.8	4.6	3.7
70～74歳	0.6	1.2	1.3	2.5	3.0	2.4
75～79歳	1.2	1.7	1.5	1.3	2.1	1.6
80～84歳	0.0	0.6	1.0	2.0	1.5	1.1
85歳以上	0.0	0.0	2.3	1.6	1.0	0.8

資料：国勢調査（各年10月1日現在）





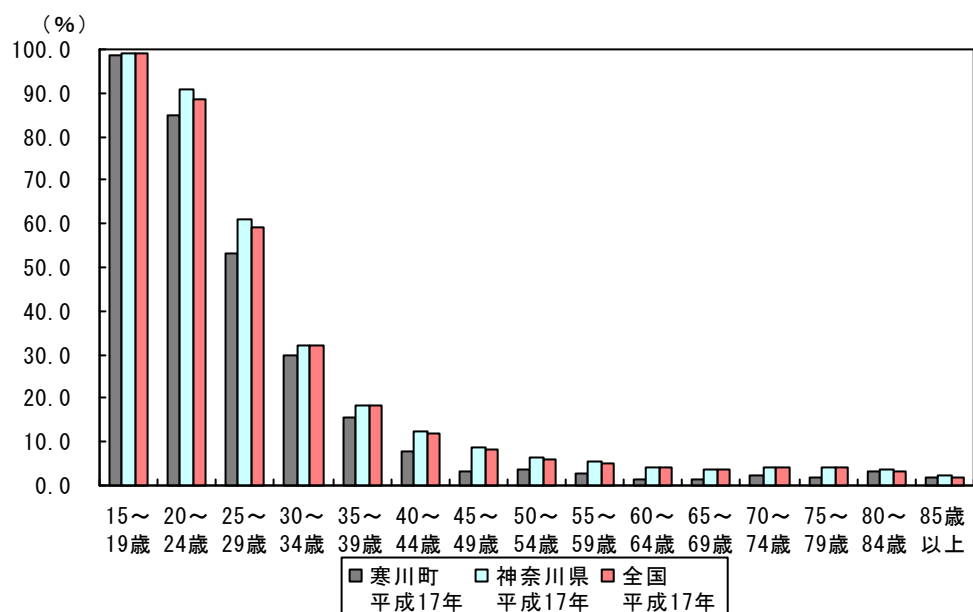
(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成17年の女性の未婚率は25～29歳が53.2%、30～34歳が29.9%、35～39歳が15.6%となっており、県、国よりは低いものの、未婚率が高く推移しています。特に、25～29歳では平成2年より20ポイント高くなっています。

単位：％

	寒川町				神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	98.3	97.9	98.1	98.8	99.2	99.1
20～24歳	81.1	83.2	85.5	85.0	90.7	88.7
25～29歳	33.2	40.0	52.5	53.2	60.9	59.0
30～34歳	8.3	12.8	20.5	29.9	32.1	32.0
35～39歳	3.8	4.9	8.6	15.6	18.3	18.4
40～44歳	3.1	3.5	3.8	7.9	12.3	12.1
45～49歳	1.9	3.4	3.3	3.4	8.6	8.2
50～54歳	1.4	1.6	2.7	3.6	6.4	6.1
55～59歳	2.4	1.9	1.2	2.9	5.3	5.2
60～64歳	1.8	2.3	1.6	1.4	4.0	4.2
65～69歳	3.5	2.3	2.3	1.3	3.6	3.8
70～74歳	1.6	3.6	1.2	2.1	4.1	3.9
75～79歳	1.9	1.3	3.6	1.7	4.3	3.9
80～84歳	2.6	2.5	1.9	3.3	3.5	3.2
85歳以上	2.3	1.9	2.6	1.8	2.3	2.0

資料：国勢調査（各年10月1日現在）





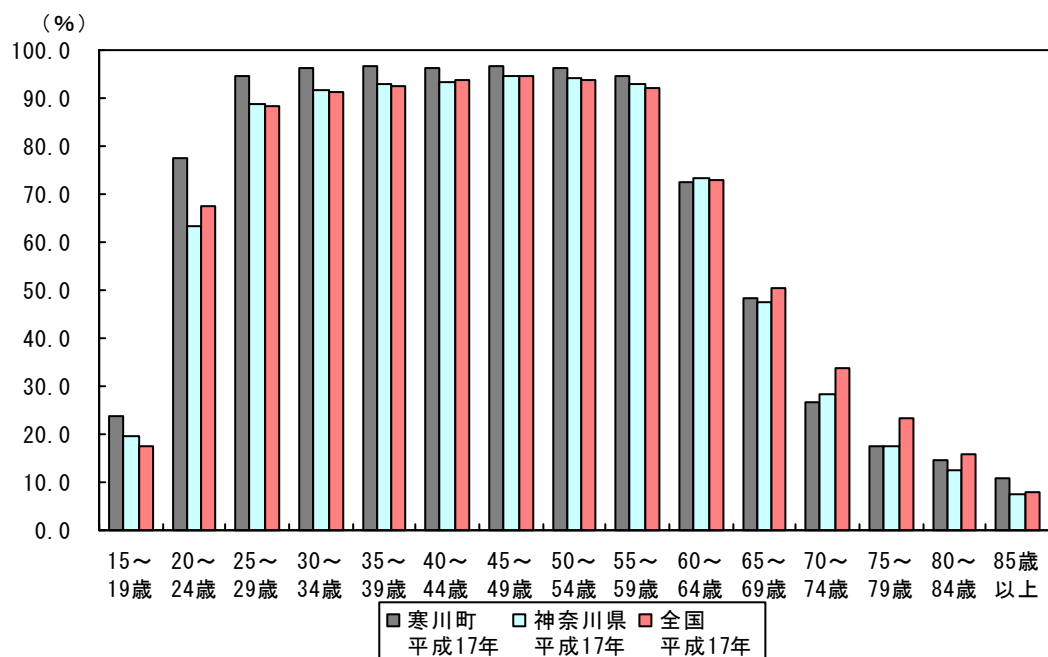
(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

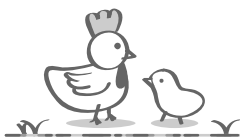
国勢調査によると平成17年の男性の労働力率は、20～59歳では平成12年より低くなっています。特に、平成7年に比べると60歳以上の労働率は低くなっています。

単位：％

	寒川町				神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	29.0	23.4	20.7	23.6	19.5	17.4
20～24歳	82.7	82.7	78.3	77.5	63.2	67.5
25～29歳	97.8	97.6	96.0	94.6	88.6	88.3
30～34歳	99.0	98.7	96.5	96.1	91.7	91.4
35～39歳	98.6	98.6	97.7	96.6	93.1	92.6
40～44歳	99.0	98.2	97.4	96.2	93.5	93.7
45～49歳	98.5	98.7	97.8	96.6	94.6	94.4
50～54歳	98.3	98.1	96.9	96.1	94.3	93.8
55～59歳	96.2	96.8	95.8	94.6	93.0	92.2
60～64歳	74.2	75.5	69.7	72.7	73.4	73.1
65～69歳	56.2	53.9	44.2	48.5	47.7	50.3
70～74歳	32.6	37.3	28.3	26.7	28.2	33.6
75～79歳	25.0	30.3	21.3	17.6	17.3	23.2
80～84歳	18.8	15.8	18.2	14.5	12.5	15.8
85歳以上	7.1	11.9	12.5	11.0	7.7	8.1

資料：国勢調査（各年10月1日現在）





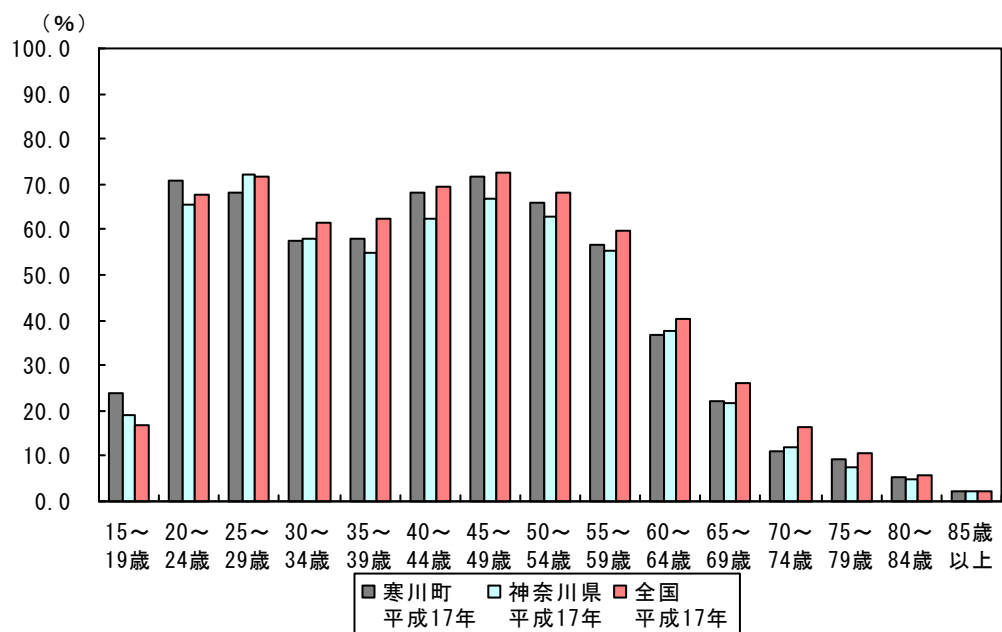
(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成17年の女性の労働力率は、25～69歳では平成12年より高くなっています。特に、30～34歳では平成12年より7.3ポイント高くなっています。また、45～49歳でも70%を超える労働力率となっています。

単位：％

	寒川町				神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	19.8	18.4	21.5	24.0	19.1	16.8
20～24歳	74.6	74.2	72.5	71.0	65.7	67.7
25～29歳	52.8	58.7	68.0	68.2	72.2	71.6
30～34歳	42.3	44.4	50.2	57.5	57.8	61.6
35～39歳	55.2	51.4	55.7	57.9	55.0	62.3
40～44歳	64.5	62.7	62.4	68.1	62.4	69.5
45～49歳	68.3	68.2	65.7	71.7	66.8	72.7
50～54歳	62.8	63.5	64.8	66.0	63.0	68.3
55～59歳	50.0	55.0	52.7	56.5	55.4	59.7
60～64歳	26.9	32.6	35.2	36.7	37.5	40.4
65～69歳	20.6	22.0	18.0	22.2	21.9	25.9
70～74歳	10.3	13.4	16.7	11.2	12.0	16.3
75～79歳	8.6	8.8	8.1	9.4	7.7	10.4
80～84歳	4.3	4.3	7.0	5.2	4.9	5.6
85歳以上	3.1	1.4	2.3	2.4	2.2	2.1

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



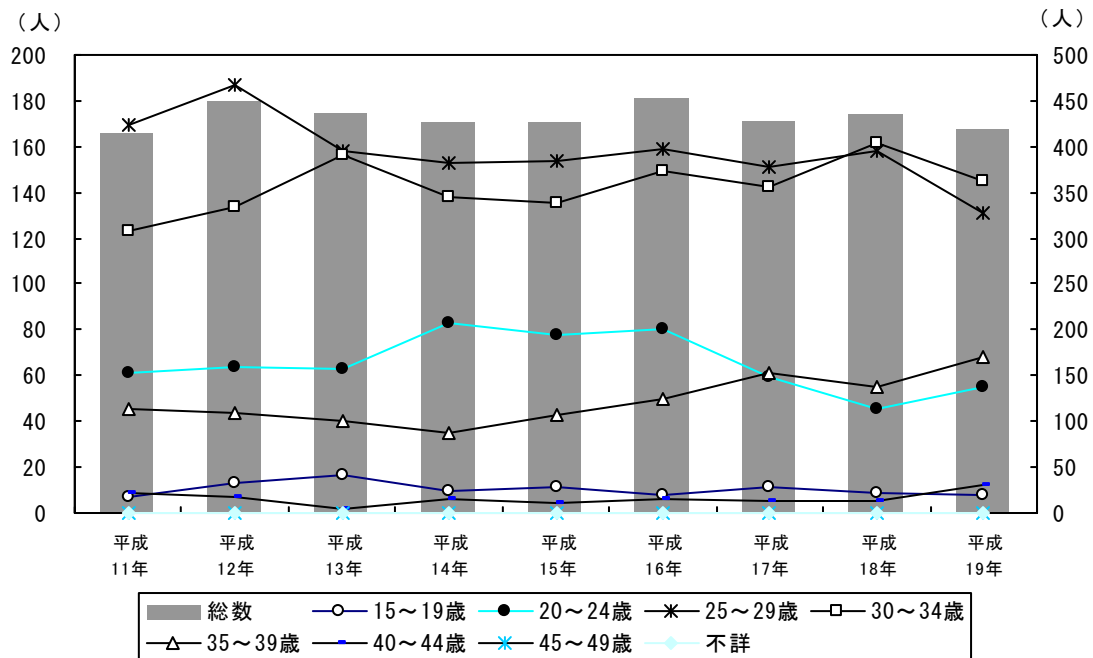
(8) 母の年齢階級別出生数の推移

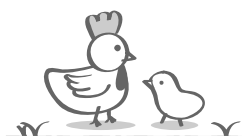
母の年齢階級別出生数は、平成17年までは25～29歳の出生数が30～34歳の出生数を上回っていましたが、平成18年以降は30～34歳が最も多い出生数の年齢層となっています。20～24歳で減少傾向にある一方、30～34歳、35～39歳では増加しています。

単位：人

	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
総数	449	436	425	425	452	429	434	419
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19歳	13	17	10	11	8	11	9	8
20～24歳	64	63	83	78	80	59	45	55
25～29歳	187	158	153	154	159	151	158	131
30～34歳	134	156	138	135	149	142	162	145
35～39歳	44	40	35	43	50	61	55	68
40～44歳	7	2	6	4	6	5	5	12
45～49歳	0	0	0	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態調査（各年12月31日現在）





(9) 婚姻数、婚姻率（人口千対）の推移

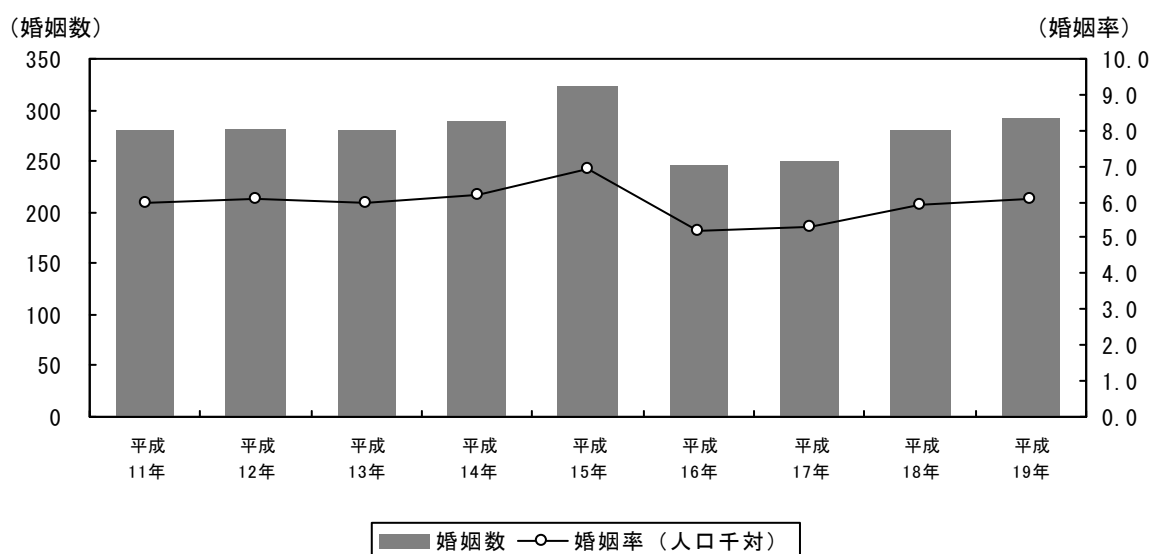
婚姻数、婚姻率の推移では、平成15年は322件で6.9‰まで上昇しましたが、その後また低下し、平成19年では292件で6.1‰となっています。

単位：件、‰

	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
婚姻数	282	279	289	322	246	251	279	292
婚姻率	6.1	6.0	6.2	6.9	5.2	5.3	5.9	6.1

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）

※ ‰（パーミル）：千分率



(10) 離婚数、離婚率（人口千対）の推移

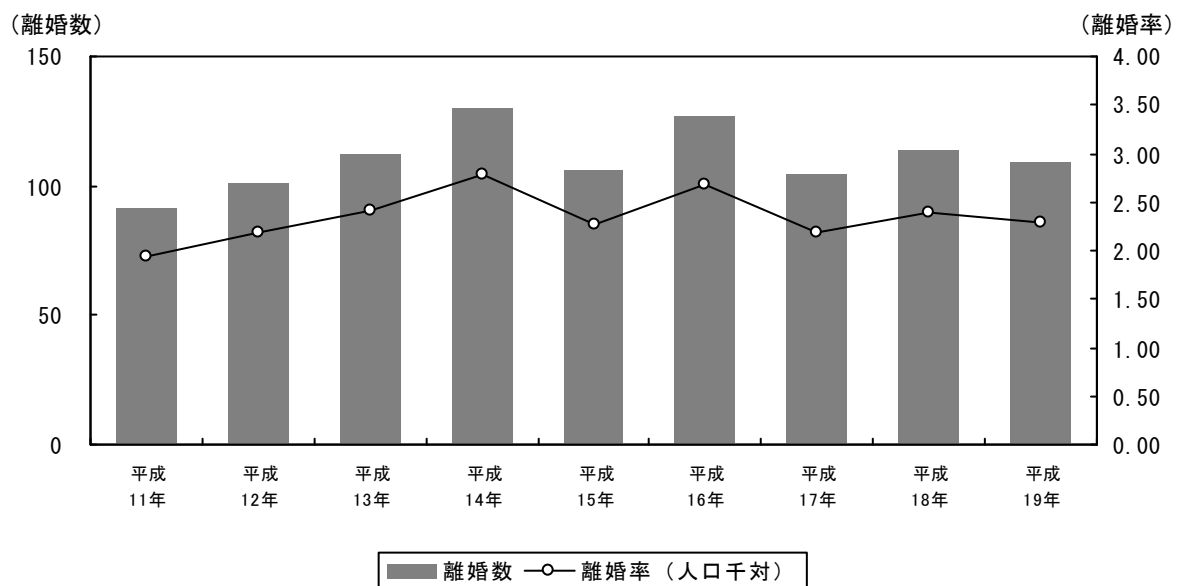
離婚率は、平成14年まで上昇傾向にありましたが、その後は低下し、平成19年では109件で2.3‰となっています。

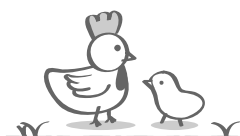
単位：件、‰

	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
離婚数	101	112	130	106	127	104	114	109
離婚率	2.2	2.4	2.8	2.3	2.7	2.2	2.4	2.3

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）

※ ‰（パーミル）：千分率





3 母子保健の動向

(1) 低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

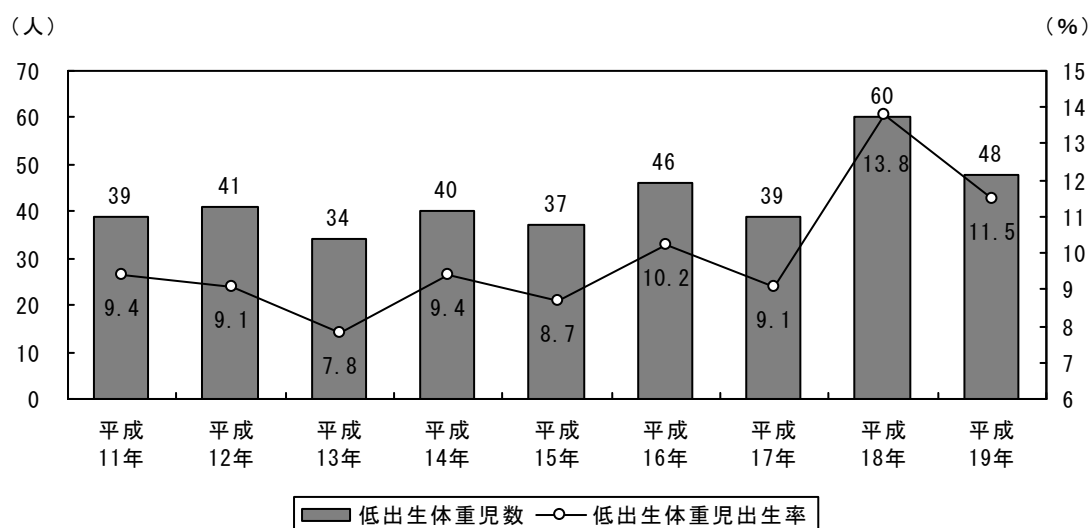
合併症をきたす可能性が高い2,500g未満の低出生体重児数は、40人前後で推移していましたが、平成18年には60人となり、平成19年には48人となっています。

低出生体重児出生率は、平成18年には13.8%まで増加しましたが、平成19年には11.5%となっており、依然として国と県の9.6%を上回っています。

単位：人、%

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
低出生体重児数 (2,500g未満)	39	41	34	40	37	46	39	60	48
低出生体重児出生率	9.4	9.1	7.8	9.4	8.7	10.2	9.1	13.8	11.5
神奈川県 低出生体重児出生率	8.6	8.7	8.8	9.2	9.3	9.3	9.5	9.7	9.6
全国 低出生体重児出生率	8.4	8.6	8.8	9.0	9.1	9.4	9.5	9.3	9.6

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）
人口動態調査（各年12月31日現在）



(2) 乳児死亡数、乳児死亡率（出生千対）の推移

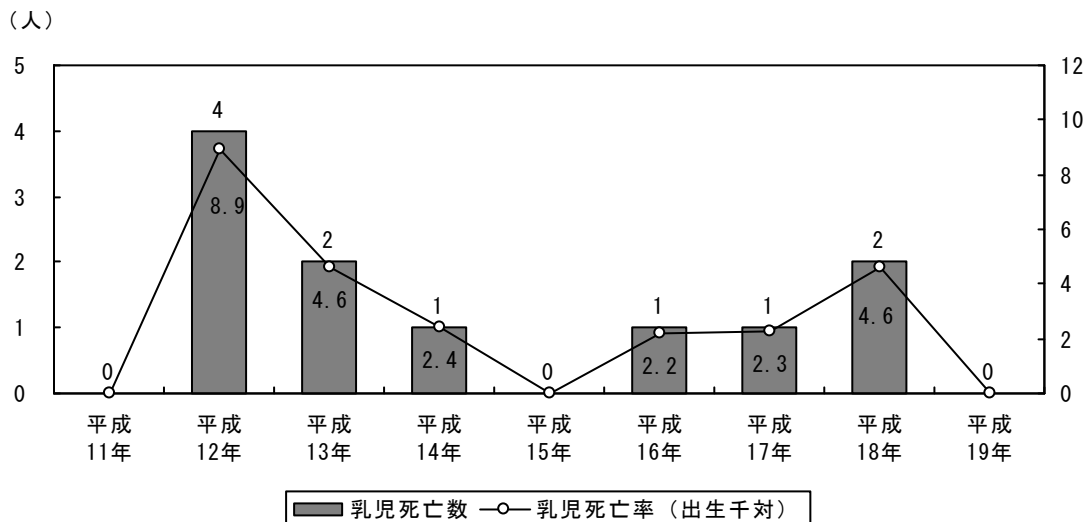
生後1年未満の乳児死亡率は、平成12年に8.9‰と全国、県を大きく上回りましたが、平成19年では、乳児死亡はありませんでした。

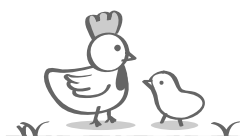
単位：人、‰

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
乳児死亡数（1歳未満）	0	4	2	1	0	1	1	2	0
乳児死亡率	—	8.9	4.6	2.4	—	2.2	2.3	4.6	—
神奈川県 乳児死亡率	3.8	3.4	3.0	3.3	3.2	2.6	3.1	3.0	2.9
全国 乳児死亡率	3.4	3.2	3.1	3.0	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）

※ ‰（パーミル）：千分率





(3) 新生児死亡数、新生児死亡率（出生千対）の推移

生後4週未満の新生児死亡率は、平成18年に4.6‰となりましたが、平成19年の新生児死亡はありませんでした。

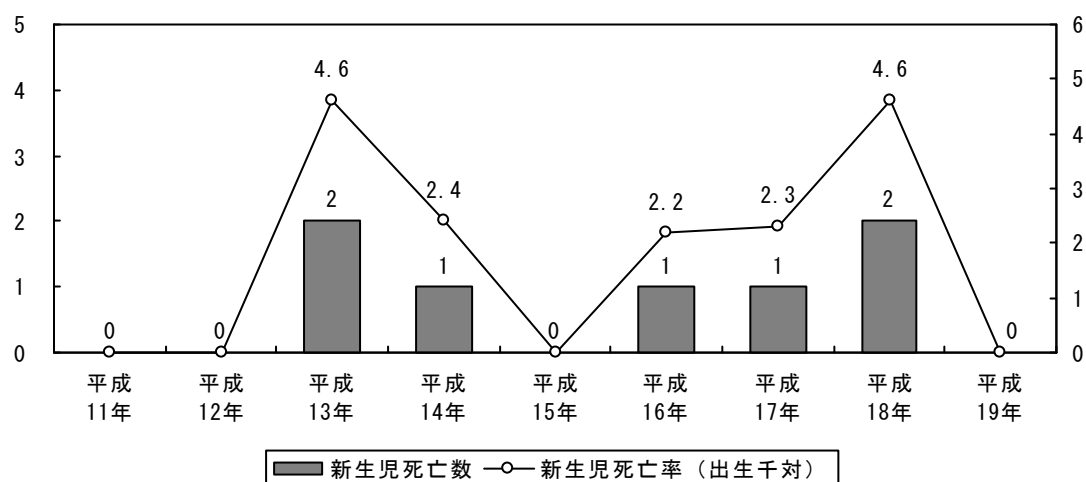
単位：人、‰

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
新生児死亡数 （生後28日未満）	0	0	2	1	0	1	1	2	0
新生児死亡率	—	—	4.6	2.4	—	2.2	2.3	4.6	—
神奈川県 新生児死亡率	2.2	2.1	1.5	1.8	1.8	1.3	1.7	1.6	1.4
全国 新生児死亡率	1.8	1.8	1.6	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）

※ ‰（パーミル）：千分率

（人）



(4) 死産数、死産率（出産千対）の推移

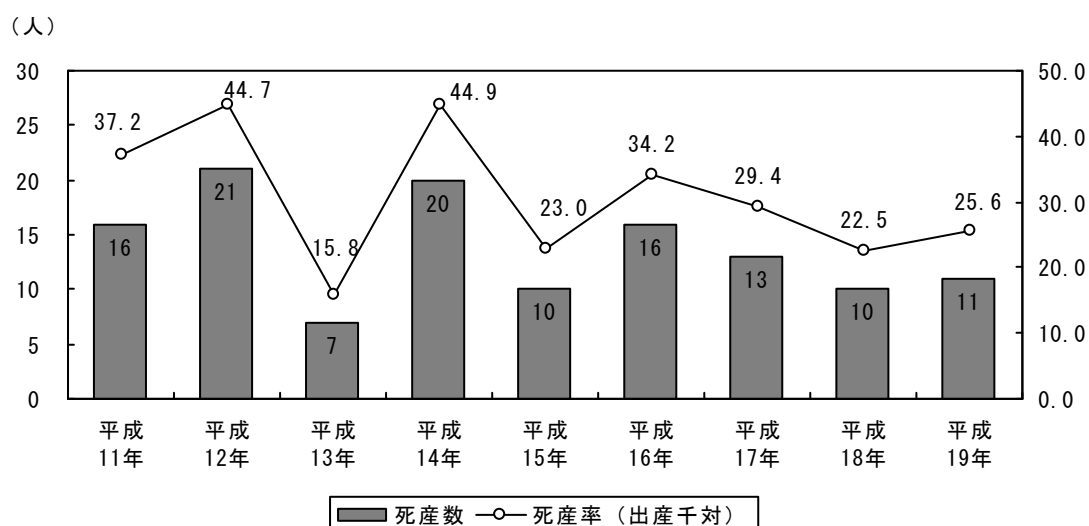
妊娠12週以後の死産数は、平成18年が10人、平成19年が11人となっており、死産率は、平成18年が22.5‰、平成19年が25.6‰となっています。

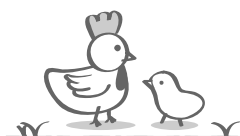
単位：人、‰

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
死産数	16	21	7	20	10	16	13	10	11
死産率	37.2	44.7	15.8	44.9	23.0	34.2	29.4	22.5	25.6
神奈川県 死産率	26.7	25.9	26.8	26.1	26.8	26.0	26.3	23.2	22.8
全国 死産率	31.6	31.2	31.0	31.1	30.5	30.0	29.1	27.5	26.2

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）

※ ‰（パーミル）：千分率





(5) 周産期死亡数、周産期死亡率（出産千対）の推移

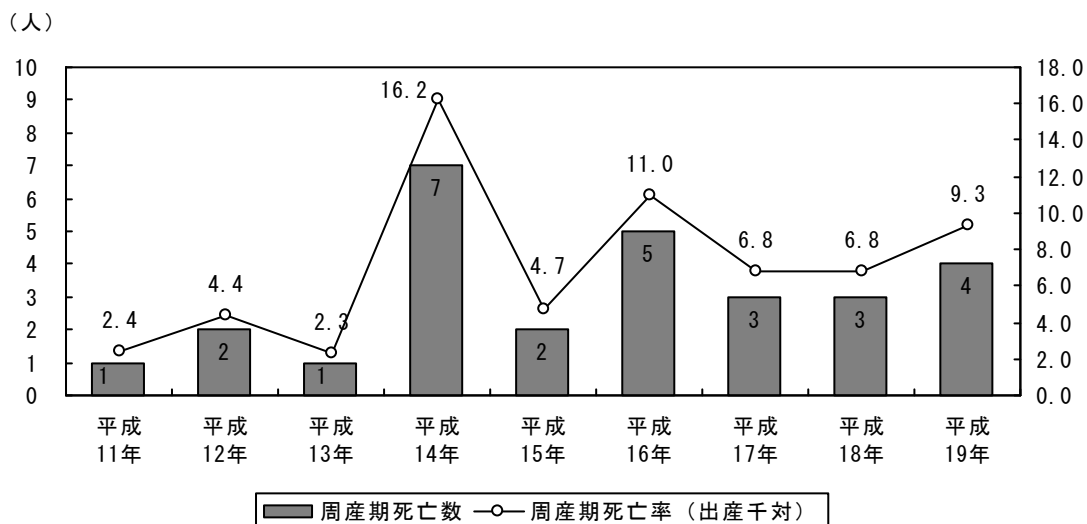
妊娠満22週以後の死産と生後7日未満児の死亡を合わせた周産期死亡数は、平成18年が3人、平成19年が4人となっており、周産期死亡率はこの数年は全国、県の水準を上回っています。

単位：人、‰

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
周産期死亡数	1	2	1	7	2	5	3	3	4
周産期死亡率	2.4	4.4	2.3	16.2	4.7	11.0	6.8	6.8	9.3
神奈川県 周産期死亡率	6.2	6.3	5.6	5.5	5.1	4.8	5.2	5.0	4.5
全国 周産期死亡率	6.0	5.8	5.5	5.5	5.3	5.0	4.8	4.7	4.5

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧（各年12月31日現在）

※ ‰（パーミル）：千分率





4 アンケート調査からみる現状と課題

寒川町では、後期計画策定に向けた基礎資料とするため、平成21年1月に、町内に在住する小学校就学前児童と就学児童のいる世帯から2,000世帯を無作為に抽出し、子育て状況や保育サービス等に関するアンケート調査を行いました。約半数の950世帯（就学前児童世帯は500世帯、就学児童世帯は450世帯）から回答をいただき、その結果を、平成21年3月に「寒川町次世代育成支援対策行動計画に係るアンケート調査報告書」としてとりまとめています。

※この計画書では、調査結果に関して、就学前児童のいる世帯を「就学前児童世帯」、小学校就学児童のいる世帯を「就学児童世帯」と表記しています。

（1）世帯構造の特性と“養育力”について

世帯の子どもの数では、就学前児童世帯は「2人」が45.6%、「1人」が33.8%、就学児童世帯になると「2人」が53.8%、「1人」が17.3%となり、2人以下の世帯の割合が就学前児童世帯で約8割、就学児童世帯でも7割に上ります。また、世帯人数（同居者数）は、就学前児童世帯では「4人」が38.6%、「3人」が33.6%、一方、就学児童世帯の結果でも、世帯人員が「4人」の世帯が半数近く（47.6%）に上る結果であり、子どもの人数の結果を重ね合わせると、「核家族世帯」が多くを占める構造が推察されます。

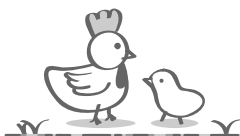
祖父母の近居状況（2世代住宅を含む）をみると、「祖父が近くに住んでいる」または「祖母が近くに住んでいる」の割合が、就学前児童世帯は4割を超え、就学児童世帯も3割強となっており、祖父または祖母が同居、その他親族が同居も合わせるといずれの世帯も約6割に上っており、子どもの預かりなど必要に応じて保護者の“養育力”を補完してもらえる環境下の世帯が2世帯に1世帯はあることがわかります。実際に、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」世帯が就学前児童世帯では24.2%、就学児童世帯が28.2%となっているほか、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に預かってもらえる」世帯が就学前児童世帯では、64.0%と半数を超え、就学児童世帯も59.1%となっています。また、就学児童世帯では「緊急時もしくは用事の際には預けられる友人・知人がいる」が33.3%で3世帯に1世帯となっています。

その一方で、「親族や友人・知人のいずれも（預ける先が）いない」と回答した世帯がいずれの調査結果でも1割いることから、このような世帯への十分な配慮・支援が求められます。

（2）保護者の就労状況と今後の意向について

保護者の就労状況について、父親の場合、常勤者（フルタイム就労者）が圧倒的多数を占めており、平均帰宅時間では「20時台」がいずれの児童世帯でも多く、就学前児童世帯では19.1%となっています。

また、母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」



の割合が就学前児童世帯では51.2%と半数を占め、出産を機に離職したケースが多いことがうかがえます。その一方で、「常勤者（フルタイム、産休・育休取得中を含む）」が13.0%、「パートタイム、アルバイト等」が19.2%、「自営業等」の4.8%を含めると、母親の就労率が37.0%に上る状況です。一方、就学児童世帯の結果では、「パートタイム、アルバイト等」である母親の割合は36.9%に上り、「常勤者（フルタイム、産休・育休取得中を含む）」の12.9%や「自営業等」の6.9%を含めると母親の就労率が56.7%で5割を超える結果です。「常勤者」の母親の平均帰宅時間は、いずれの児童世帯も「18時台」が多く、就学前児童世帯では、「18時台」が44.4%、「19時台」が20.0%、就学児童世帯では「18時台」が42.1%、「19時台」が29.8%となっており、帰宅時間までの子どもの保育や居場所が必要な世帯も少なくないものと考えられます。

「パートタイム、アルバイト等」の母親の今後の就労意向について、フルタイム勤務を希望する割合が就学前児童世帯で5割を超え、就学児童世帯でも4割強となっており、フルタイム勤務に対する潜在的なニーズの高さがうかがえます。今後の就労意向を、現在、未就労の母親（専業主婦）にたずねた結果では、就学前児童世帯で「すぐに働きたい」が17.0%、「子どもが大きくなったら働きたい」が57.2%で半数を超えます。就学児童世帯をもつ母親の場合には、こうした就労意向はさらに強く現れており、「すぐに働きたい」が31.7%、「子どもが大きくなったら働きたい」が40.9%という結果です。いずれの児童世帯も7割以上が就労意向をもっています。

就労意向がありながらも、現在、就労していない主な理由としてはいずれの調査結果でも「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が最も多く、就学前児童世帯が40.8%、就学児童世帯が52.9%となっています。また、「その他」の主な内容としては「小さいうちは、子育てに専念したい」「下の子どもが小さいため」等の意見が3割となっています。

（3）子育てに関する考え方について

現在の子育てに対する満足派（「満足している」「どちらかといえば満足している」）はいずれの児童世帯でも7割近くに達し、不満足派は1割強にとどまります。

子どもを産み育てることに対して社会的に評価されていると実感できている割合は、いずれの児童世帯ともに1割強にとどまり、多くの人が社会的な支えが不足していることを指摘する結果となっています。

理想とする子どもの数としては、「3人」がいずれの児童世帯でも半数近くに上る一方、現実にもてる人数としては「2人」が6割近くを占めるなど、できる限り子どもを多く持ちたいという希望がありながらも現実には諦めざるを得ない状況がうかがえます。

理想とする子どもの人数を諦める要因となっているのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が、就学前児童世帯で47.0%、就学児童世帯で38.4%と最も多く、経済的な負担の大きさとなっています。このほかでは、「高年齢で産むのはいやだから」という出産への不安や「これ以上育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」な



どが挙げられており、社会的な支援の必要性が求められている結果となっています。

(4) 保育サービス等の利用について

この1年間で子どもの病気やけがのために保育所等を休んだことがあった人の割合は就学前児童世帯が75.4%、就学児童世帯が57.3%となっており、その場合の対処方法は就学前児童世帯では「母親が休んだ」が47.4%、就学児童世帯が33.7%となっています。

次に、この1年間で家族以外に子どもを預けなければならなかった経験が「ある」割合は、就学前児童世帯が42.2%、就学児童世帯が30.0%となっています。また、泊りがけで子どもを保護者以外に預けざるを得なかった経験が「ある」割合は1割強ほどで、いずれの児童世帯も約9割が「家族がみたり、親族・知人に預けた」としています。

今後新たにサービスを利用したい、あるいは増やしたいと希望している就学前児童世帯のサービスは、「認可保育所」が28.9%で最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が17.0%、また、「幼稚園の預かり保育」が13.2%となっています。

また、就学児童世帯では、児童クラブの今後の利用意向をみると「利用したい」は全体の9.6%で、利用希望日数は「週2日」が23.3%で最も多くなっています。

児童クラブの利用希望者の土曜日・日曜日の利用意向は「ある」が41.9%となっています。

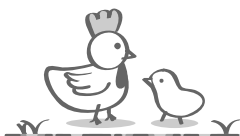
また、さむかわふれあい塾の利用意向は、利用したいと「思う」が全体の60.4%で過半数となっています。

(5) 父親の子育て参加について

子育てにおける父親の不在について、「社会的には問題だが、わが家にはあてはまらないと思う」が就学前児童世帯で55.0%、就学児童世帯で56.4%といずれの児童世帯も半数を超え、次いで「社会的にも問題だし、わが家でも問題である」が就学前児童世帯で35.8%、就学児童世帯で28.7%となっています。また、父親が子育てにかかわりづらい理由としては、「残業などが多く、仕事を優先せざるをえないこと」がいずれの児童世帯も最も多く、就学前児童世帯で75.4%、就学児童世帯で77.3%となっており、次いで「子供や家庭のことで休みをとることに職場の理解を得にくいこと」が就学前児童世帯で34.6%、就学児童世帯で30.7%となっていることから、働き方の見直しが求められていることがうかがえます。

(6) 重点的に取り組むべき事項（施策ニーズ）について

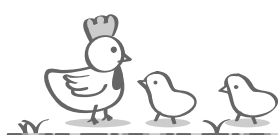
子育てをされていて、いま関心があることは、就学前児童世帯では「子どものしつけのこと」が44.6%で最も多く、次いで「子どもの発達、健康や病気のこと」が43.4%となっており、就学児童世帯は「子どもの教育のこと」が48.9%で最も多く、「子どものしつけのこと」が41.8%となっていることから、このような施策事業、支援が求



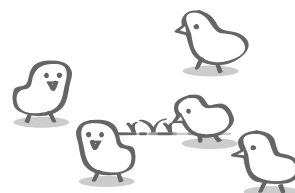
められています。また、行政への子育て支援の要望としては、いずれの児童世帯も「児童手当などの経済支援の充実」が最も多く、就学前児童世帯で60.2%、就学児童世帯で55.8%、次いで「医療費助成制度の充実」が多く、就学前児童世帯で45.2%、就学児童世帯で51.8%となっています。他には就学前児童世帯は、「妊娠・出産に関する費用の軽減」が37.4%、「防犯・治安を高めること」が25.2%となっており、就学児童世帯は「医療体制の充実」が26.4%、「子どもの遊び場の整備・充実」22.7%となっています。

こうした本町の状況や今日の社会的な問題も反映し、今後、重点的に取り組むべき事項に関しては、いずれの児童世帯も「子育てに伴う経済的支援の充実」を求める意見が約6割に上り、「医療費助成制度の充実」も5割近くとなっており、ニーズの高さがうかがえます。また、「妊娠・出産に関する費用の軽減」「防犯・治安を高めること」「子どもの遊び場の整備・充実」なども2割以上が求める結果となっています。

第3章



前期計画の検証



第3章 前期計画の検証

1 施策評価の方法

前期計画の中間評価にあたっては、前期計画に盛り込まれている施策ごとの事業の推進状況を評価しました。

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「進行管理表」を用いて検討し、担当課の視点から評価を行いました。

評価ランクは、「A＝目標達成・目標に向けて事業が順調に進んでいる」「B＝目標に向けて事業が遅れている」「C＝目標に向けて事業がほとんど進んでいない」の3分類としました。

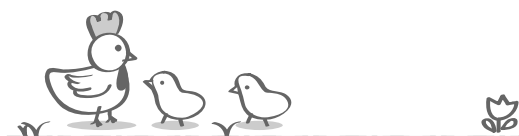
2 検証結果

前期計画の施策事業の進捗状況は、全体の92.2%にあたる、83事業が目標達成あるいは事業が順調に進捗したとなっています。しかしながら住民のニーズは、子育てへの価値観の違いや家族類型等により多様化しており、ここで前期計画時（平成16年度）に行った調査と今回の調査を比較してみました。

子どもを育てている生活への満足度をみると平成16年度調査に比べ、就学前児童世帯は「満足派」は68.0%で3.2ポイント減少している一方で、就学児童世帯は69.7%で7.5ポイント増加しており、「不満足派」も5ポイント減少しています。また、理想とする子どもの人数と現実にもつ子どもの人数においては、ほぼ変わらず、子育てや教育にお金がかかりすぎるという理由が圧倒的に多くなっています。

子育ての悩みについて、就学前児童世帯を比較すると「子育てでどうしてもいいかわからなくなることがある」が66.6%で平成16年度調査に比べ、8.2ポイント増加しており、「子どもを虐待していると思うことがある」でも26.8%で9.2ポイント増加しています。このような課題もありながら、本町の総合評価として今回アンケート調査結果の「寒川町は子育てしやすい町か」では63.4%がそう感じており、83.6%が定住意向をもっていることから、A評価の事業を継承しつつ、B・C事業を見直し、多種多様なニーズに対応できるような事業の拡充をしていくことが求められる結果となっています。

基本目標	事業数	評価ランク		
		A	B	C
基本目標1 子育て家庭の支援	36	32	3	1
基本目標2 母子の健康の確保と増進	13	12	0	1
基本目標3 教育環境の整備	12	11	1	0
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	13	12	1	0
基本目標5 要支援家庭への取り組み	16	16	0	0
計	90	83	5	2



3 基本目標別の事業進捗状況

基本目標1 子育て家庭の支援

基本目標1の「子育て家庭の支援」は、36事業のうちA評価が32事業、B評価が3事業、C評価が1事業で、実施事業の88.9%がA評価となっています。

施策名①「地域での子育て家庭の支援」は、24事業のうちA評価が21事業、B評価が3事業、C評価が1事業となっています。

B評価の事業は、「児童クラブ運営事業」「低年齢児保育事業」「総合福祉会館建設事業」の3事業となっています。「児童クラブ運営事業」は、施設が老朽化しているが、移転施設への整備が進まない。「低年齢児保育事業」は、現在の施設ではこれ以上の実施は難しい。「総合福祉会館建設事業」は、用地については取得したが、施設建設については先送りとなっている。以上が評価理由となっています。またC評価事業は、「寒川総合体育館運営管理事業」の1事業で武道場や弓道場について、他の目的で利用することが困難なため、が評価理由となっています。

施策名②「仕事と子育ての両立」は、4事業すべてがA評価となっています。

施策名③「子育て家庭への経済的支援の充実」は、7事業すべてがA評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
①地域での子育て家庭の支援	25	21	3	1
②仕事と子育ての両立	4	4	0	0
③子育て家庭への経済的支援の充実	7	7	0	0
計	36	32	3	1

再掲を含む

基本目標2 母子の健康の確保と増進

基本目標2の「母子の健康の確保と増進」は、13事業のうちA評価が12事業、C評価が1事業で、実施事業の92.3%がA評価となっています。

施策名①「母と子の健康づくり」は、10事業のうちA評価が9事業、C評価が1事業となっています。C評価の事業は、「地産地消対策事業」で地場産の取り扱い品目を拡大していくことが出来なかった、が評価理由となっています。

施策名②「保健医療の充実」は、3事業すべてがA評価となっています。

施 策 名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
①母と子の健康づくり	10	9	0	1
②保健医療の充実	3	3	0	0
計	13	12	0	1

基本目標3 教育環境の整備

基本目標3の「教育環境の整備」は、12事業のうちA評価が11事業、B評価が1事業で、実施事業の91.7%がA評価となっています。

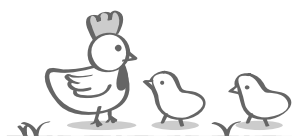
施策名①「学校教育の充実」は、7事業のうちA評価が6事業、B評価が1事業となっています。B評価の事業は、「教育コンピュータ導入事業」で小学校については整備が先送りとなったため、が評価理由となっています。

施策名②「幼児教育の充実」は、2事業すべてがA評価となっています。

施策名③「家庭や地域の教育力の向上」は、3事業すべてがA評価となっています。

施 策 名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
①学校教育の充実	7	6	1	0
②幼児教育の充実	2	2	0	0
③家庭や地域の教育力の向上	3	3	0	0
計	12	11	1	0

再掲を含む



基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」は、13事業のうちA評価が12事業、B評価が1事業で、実施事業の92.3%がA評価となっています。

施策名①「バリアフリーのまちづくり」は、3事業すべてがA評価となっています。

施策名②「安全・安心まちづくり」は、6事業のうちA評価が5事業、B評価が1事業となっています。B評価の事業は、「住環境整備推進事業」で民間住宅の借り上げ制度については引き続き調査研究が必要であるため、が評価理由となっています。

施策名③「子どもの遊び場の確保」は、4事業すべてがA評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
①バリアフリーのまちづくり	3	3	0	0
②安全・安心まちづくり	6	5	1	0
③子どもの遊び場の確保	4	4	0	0
計	13	12	1	0

再掲を含む

基本目標5 要支援家庭への取り組み

基本目標5の「要支援家庭への取り組み」は、16事業すべてがA評価となっています。

施策名①「児童虐待の防止」は、5事業すべてがA評価となっています。

施策名②「ひとり親家庭への支援」は、4事業のすべてがA評価となっています。

施策名③「障害児施策の充実」は、7事業すべてがA評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク		
		A	B	C
①児童虐待の防止	5	5	0	0
②ひとり親家庭への支援	4	4	0	0
③障害児施策の充実	7	7	0	0
計	16	16	0	0

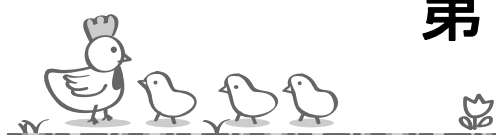
再掲を含む

4 目標事業量の進捗状況

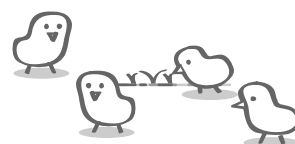
目標事業量の進捗状況は、「休日保育事業」「つどいの広場事業」を除く5事業について平成21年度目標事業量を達成する見込みとなっています。未達成の2事業についても引き続き後期計画において継続し、事業を推進していきます。

子育て支援サービス	平成21年度 目標事業量		平成21年度 実績見込み	
通常保育事業	設置	3か所	設置	3か所
	定員	540人	定員	540人
延長保育事業	設置	3か所	設置	3か所
	定員	540人	定員	540人
休日保育事業	設置	1か所	設置	0か所
	定員	30人	定員	0人
放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	設置	5か所	設置	5か所
	定員	150人	定員	177人
ファミリーサポートセンター事業	設置	1か所	設置	1か所
地域子育て支援センター事業	設置	1か所	設置	1か所
つどいの広場事業	設置	1か所	設置	0か所

第4章



基本理念と基本目標等



第4章 基本理念と基本目標等

1 計画の基本理念

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

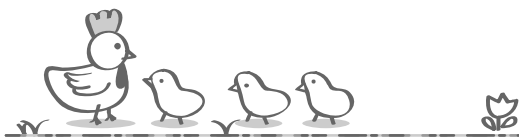
－子育て家庭をみんなで応援、笑顔で支えあいのまち 寒川－

基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の基盤となる「基本的な考え方」を示しています。

寒川町では、この基本理念を『のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり』として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指します。

この基本理念には、従来の対策にもみられた子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。

後期計画においてもこの基本理念を継承していくこととします。



2 基本的視点

地方公共団体の行動計画については、行動計画策定指針において「行動計画の策定に関する基本的事項」として次の基本的視点が定められています。

《国の後期行動計画策定の手引き／行動計画策定指針より》

1 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子ども幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮されることが必要であるとの視点に立った取り組みが重要とされています。

2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが重要とされています。

3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、このような多様な個別ニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟な取り組みが重要とされています。

4 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが重要とされています。

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、企業を含めた関係者の連携のもと、地域の実情に応じた展開を図ることが重要とされています。



6 すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが重要とされています。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

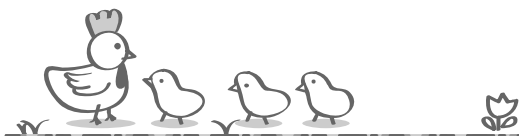
地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、民間事業者、各種の公共施設、また子育て支援を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが重要とされています。

8 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の確保が重要となります。次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みをすすめることが重要とされています。

9 地域特性の視点

都市部と農山漁村間の相違をはじめ、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各地方公共団体が個々の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが重要とされています。



3 基本目標

本計画の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 子育て家庭の支援

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。さらに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや子育て家庭に関する様々な地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる仕組みづくりを進めます。

基本目標 2 母子の健康の確保と増進

子どもの健やかな成長を考える際に、まず重要なことは、母親と子どもが心身ともに健康であることです。そこで母子保健事業の推進に加え、情報提供や相談の機会を増やし、母親の不安解消を図ります。

また、食を通じて豊かな人間性や家族のきずなが形成され、心身の健全育成につながるという意味での「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。さらに、思春期における人工妊娠中絶や性感染症罹患等の問題に対応するため、教育現場での性教育の充実や家庭教育の必要性に関する啓発を進めます。

基本目標 3 教育環境の整備

学校において、子どもの生きる力を育成するため、知識・技能だけでなく学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力までを含めた確かな学力の向上を推進するとともに、道徳教育の充実等による心の育成や、スポーツを楽しむ等、身体の育成を推進します。

さらに、子どもの健やかな成長を、地域で見守り、応援していくという観点から、幼児・児童がのびのびと活動できる場・機会や中・高校生や高齢者とふれあえる機会を拡充します。



基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

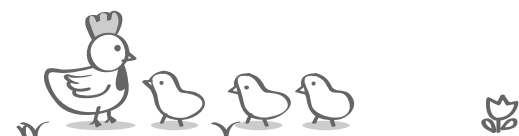
子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化の推進を図ります。

また、子どもを犯罪から守るため、地域の関係機関が連携し、安全・安心まちづくりの方向性を確認・共有することにより、防犯体制の強化を目指します。併せて、子どもを交通事故から守るため、安全な道路交通環境を確保するとともに交通マナーの遵守やチャイルドシート着用の必要性に関する啓発を進めます。

基本目標5 要支援家庭への取り組み

近年、増加傾向にある児童虐待については発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアなどのサポートをするとともに、母親が育児上の不安や悩みなどを抱え込まずに相談することを促し、個別の問題にもきめ細かく対応していくことにより、児童虐待の防止を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的負担がみられ、子育て支援サービスに関する情報や利用などにも配慮してまいります。さらに障害のある子どもについては、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもへの機能訓練や在宅福祉サービスの充実を図ります。

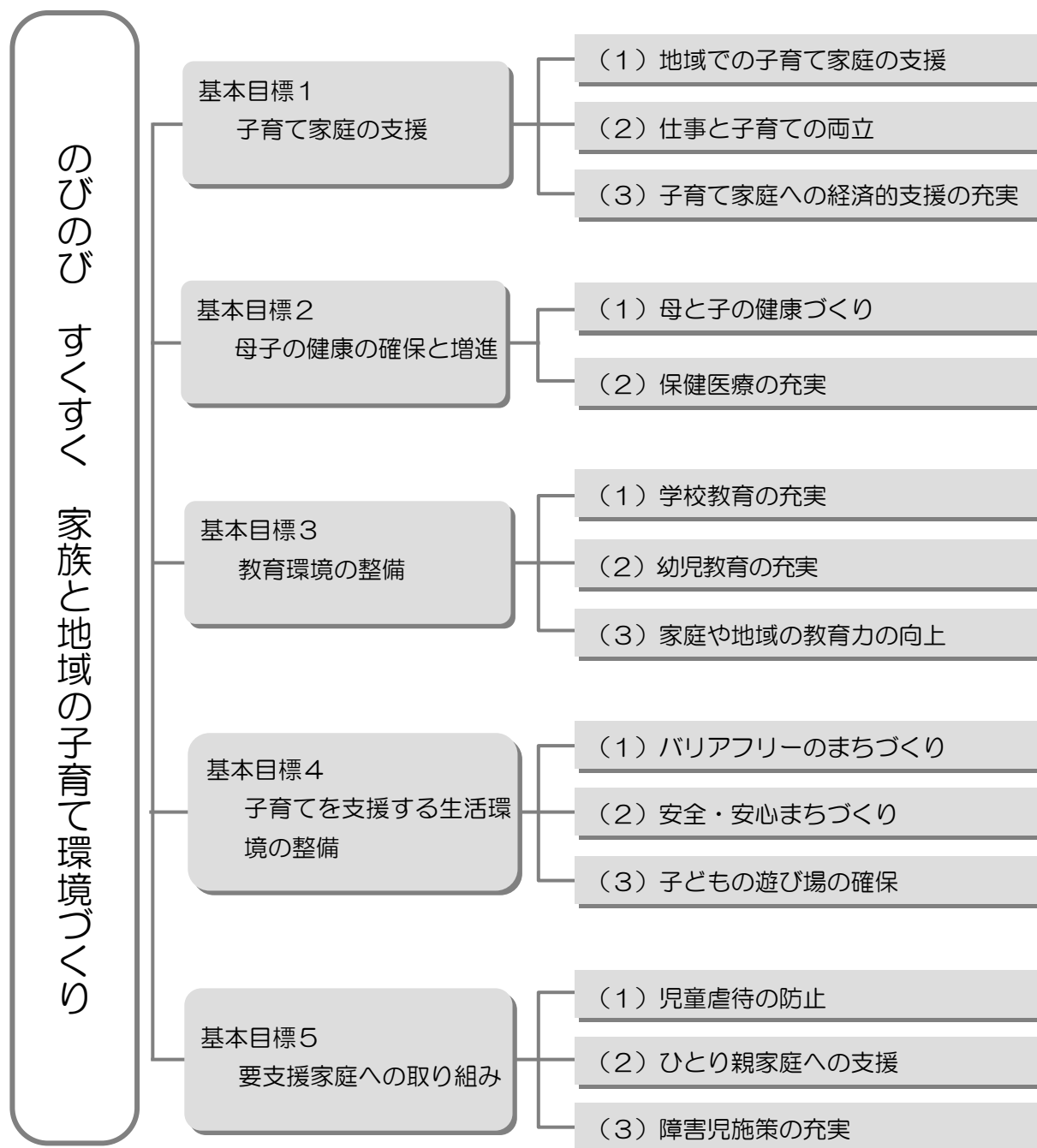


4 施策の体系

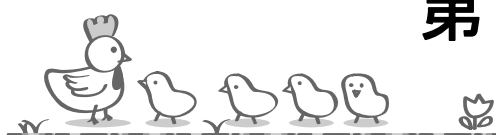
《基本理念》

《基本目標》

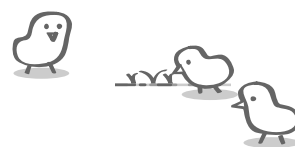
《施策の基本的方向》



第5章



施策の展開



第5章 施策の展開

基本目標 1 子育て家庭の支援

施策の基本的方向 1 地域での子育て家庭の支援

【現状と課題】

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきたなか、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報・相談の不足などが懸念されています。

こうしたなか、平成15年7月の児童福祉法の改正により、法の趣旨が「要保護および保育に欠ける児童対策」中心から「すべての児童の健全な育成を図る」ことに改められたことに伴い、すべての家庭に対する子育て支援が各市町村の責務となりました。従来の共働き家庭への保育サービスに限らず、すべての子育て家庭を対象とする総合的な支援が求められています。

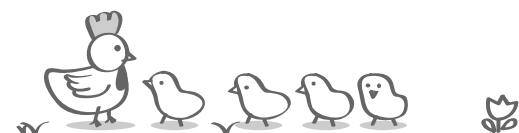
アンケート調査の結果によると、子育てで、今関心のあることは、「子どものしつけのこと」や「子どもの発育・健康」「子どもの教育のこと」が上位に挙がっており、地域における仲間づくりや情報提供、相談機能の充実に対するニーズは依然として高い状況です。

【施策の内容】

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

子育て家庭がゆとりを持って安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めるため、従来の事業に「日中一時支援事業」「つどいの広場事業」「養育支援訪問事業」を新規事業に加え、より一層充実していきます。

事業名		事業内容	担当課
1	児童クラブ運営事業	■保護者が労働等により放課後昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。	子育て支援課
2	町立保育園運営事業（通常保育事業）	■保護者の就労等により、保育に欠ける児童の保育を実施します。	子育て支援課
3	延長保育事業	■保護者の就労形態の多様化に対応し、通常の保育時間（11時間が基本）を超えて保育を実施します。	子育て支援課
4	幼稚園における預かり保育事業	■町内幼稚園で早朝、延長、長期休暇中に、預かり保育を実施します。	県学事振興課



事業名		事業内容	担当課
5	児童運営事業	■認定保育施設の児童処遇向上及び保護者の負担軽減のため補助金を支出します。	子育て支援課
6	子育て支援センター事業	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
7	ファミリーサポートセンター事業	■仕事と育児の両立等のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施します。	子育て支援課
8	民生委員児童委員活動	■子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進します。地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。	福祉課
9	(仮称)健康福祉総合センター建設事業	■(仮称)健康福祉総合センターの建設に向けて検討していきます。	福祉課
10	日中一時支援事業(新規事業)	■日中、福祉施設において、障害児を一時的に預かることで、家族の一時的な休息や就労機会を提供します。	福祉課
11	つどいの広場事業(新規事業)	■常設のひろばを開設することにより、子育て世帯の交流を促進し、地域の子育て力を高めます。	子育て支援課
12	養育支援訪問事業(新規事業)	■関係機関からの情報収集により、把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、養育支援等を訪問により実施します。 ■生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施に伴い、養育支援の必要性の高い家庭への育児支援事業を展開します。	子育て支援課

(2) 子育て情報提供体制の充実

子育て支援に関するさまざまなサービスや情報を子育て家庭に対して効果的、効率的に提供するとともに、子育てサークルの育成、支援に取り組みます。

事業名		事業内容	担当課
13	子育て支援センター事業(再掲)	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
14	子育て支援相談事業	■子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課
15	つどいの広場事業(再掲)	■常設のひろばを開設することにより、子育て世帯の交流を促進し、地域の子育て力を高めます。	子育て支援課
16	幼稚園における相談・情報提供	■保護者からの相談に応じ、随時必要な情報提供及び助言を行います。	教育研究室・子育て支援課

(3) 相談機能の充実

親だけにとどまらず、子どもも含め、子育てに関する情報を分かりやすく体系的に整理し、地域からの孤立や子育て不安を解消できる体制の整備に努めます。

事業名		事業内容	担当課
17	子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
18	育児相談事業	■乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康課
19	子育て支援相談事業（再掲）	■子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課

(4) 子育て支援のネットワークづくり

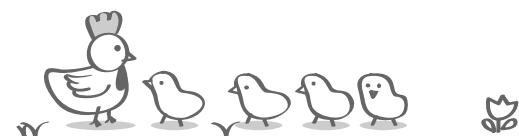
地域で子育てを支援する人材、団体を育成し、地域子育て支援サポートシステムの基礎を築いていきます。

事業名		事業内容	担当課
20	子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
21	つどいの広場事業（再掲）	■常設のひろばを開設することにより、子育て世帯の交流を促進し、地域の子育て力を高めます。	子育て支援課

(5) 児童の健全育成

子どもの健全育成のため、スポーツ、文化、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や講座を企画、実施し、一層の活性化を図ります。また、子育ての保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

事業名		事業内容	担当課
22	平和推進事業	■戦争の悲惨さ、平和の尊さについての意識の高揚を図るため、平和思想の普及、啓発に努めます。	町民課
23	寒川総合体育館運営管理事業	■多くの町民に体育館施設を利用してもらい、健康の増進と体力の向上を図ります。	都市計画課



事業名		事業内容	担当課
24	青少年育成事業	■キャンプなど事業の実施や青少年育成団体の活動支援などにより、青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課
25	子ども情報紙発行	■子ども情報紙「すきっぷ」を小中学生全員に配布します。	生涯学習課
26	町営プール運営管理事業	■夏季のスポーツ・レジャー施設として、利用者の需要に応えるため、町営プールの施設開放を実施します。	スポーツ振興課
27	学校開放事業	■町内の各小中学校の体育館や校庭を広く町民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。	スポーツ振興課
28	公民館講座開催事業	■幼少年教育事業、青少年育成事業、芸術・文化事業の講座を実施し、また、その内容については、時代に即した課題を取り入れます。	公民館

施策の基本的方向 2 仕事と子育ての両立

【現状と課題】

生活意識や価値観が変化し、生活様式が多様化していく現代において、結婚、出産後も仕事を続けることを望む女性が増えています。また、男性においても、仕事のみでなく、子育てを担いたいという人が増えており、仕事と子育てが両立できる社会づくりが求められています。

アンケート調査結果によると、母親の就労状況は、就学前児童をもつ母親では半数以上が無職・専業主婦であるのに対し、就学児童をもつ母親ではパート・アルバイトで勤めに出る親の割合が36.9%となり、常勤（フルタイム）も合わせると56.7%の就労率となります。

仕事と子育てが両立できる社会の実現のためには、保育の充実に加え、男性を含めた働き方の見直しを進めることが必要であり、子育て家庭に配慮した就労形態や職場環境の整備、家族の協力体制の確立が課題となっています。

【施策の内容】

（1）仕事と子育ての両立の推進

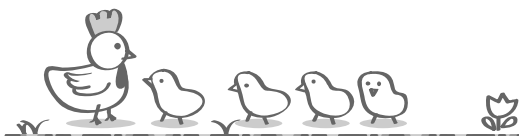
男女共同参画社会の実現のため、男女共同に関する講座等を開催し、男女共同の家庭づくりの重要性を啓発し、総合的に取り組みます。

事業名		事業内容	担当課
29	女性行政推進事業	■男女共同参画社会の推進を図るため「さむかわ男女共同参画プラン」の策定を通じ、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、それぞれの個性が発揮できる社会を目指します。	町民課

（2）男性を含めた働き方の見直し

男性も女性も含め、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりを進めるよう働きかけるとともに、フレックスタイム制度、在宅勤務など多様な働き方の普及促進に努めます。

事業名		事業内容	担当課
30	女性行政推進事業（再掲）	■男女共同参画社会の推進を図るため「さむかわ男女共同参画プラン」の策定を通じ、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、それぞれの個性が発揮できる社会を目指します。	町民課



(3) 父親の子育て参加の促進

男女共同参画のための各種セミナーの開催、啓発資料の作成配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供など、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促す取り組みを進めます。

事業名		事業内容	担当課
31	女性行政推進事業（再掲）	■男女共同参画社会の推進を図るため「さむかわ男女共同参画プラン」の策定を通じ、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、それぞれの個性が発揮できる社会を目指します。	町民課

(4) 就職・再就職への支援の充実

出産、子育てのために退職し、再度、就職を希望する場合、適切な情報提供などにより再就職が円滑に図られるよう支援に努めます。

事業名		事業内容	担当課
32	ハローワーク求人情報の提供	■ハローワークで情報提供している「ハローワーク求人情報」を得るためのパソコンを庁舎に設置することにより、就業を希望する町民に対し、就業機会の確保を図ります。	産業振興課

施策の基本的方向 3 子育て家庭への経済的支援の充実

【現状と課題】

近年、親が持ちたいと思っている子どもの数より、実際の子どもの数が少ないという家庭が増加する傾向を示していますが、その原因として挙げられるのが経済的負担の大きさです。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる、教育費等の子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがわれます。

アンケート調査では、子育て支援の行政への要望として「児童手当などの経済的支援の充実」がいずれの児童世帯でも6割近くに達しています。

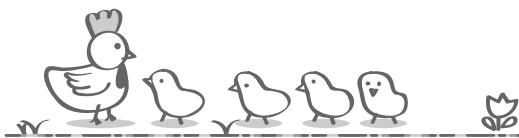
少子化の進展がこのまま続けば、社会から活力が失われるなど、社会にとって深刻な影響がでるものと予測されます。経済的支援の充実は、子どもを持ちたいという親の願いをかなえるための重要な課題といえます。

【施策の内容】

(1) 各種支援制度の充実

これまでの子育て家庭に対する各種施策を実施するとともに、経済的支援の充実を図っていきます。

事業名		事業内容	担当課
33	私立幼稚園就園奨励費助成事業	■私立幼稚園児の保護者に対して幼稚園等の就園費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。国（文部科学省）の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいた国の補助金と町からの補助金を合わせて、対象者に補助します。	教育 総務課
34	奨学金制度推進事業	■経済的理由により高等学校や高等専門学校への就学が困難な者に対し、奨学金を無利子で貸与して修学を奨励します。また、奨学金の原資となる奨学金基金を増額して、奨学金制度の充実と安定を図ります。	教育 総務課
35	就学援助等事業（小学校・中学校）	■学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者及び特別支援学級の保護者に対して行います。	学校 教育課
36	児童手当	■国の制度で子育てにかかる費用の一部を、児童手当として支給します（国）。	子育て 支援課
37	小児医療費助成事業	■小児が病院等で受診したとき（小3まで＝通院・入院、小4～中学卒業まで＝入院）に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を町が負担します。	子育て 支援課
38	小児特定疾患医療／特定疾患	■18歳未満で指定された特定疾患のある児童が入院、通院したときの医療費を助成し、保健及び福祉の向上に寄与します（県）。	福祉課



事業名		事業内容	担当課
39	出産育児一時金の支給	■国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度より、同様の給付を受けられる場合を除く）一時金を支給します（国の基準に従って実施）。なお、平成21年10月から平成23年3月末までの間の出産については、国による緊急対策の一環として、一時金の4万円増額と医療機関への直接払い制度を実施します。	保険年金課

基本目標2 母子の健康の確保と増進

施策の基本的方向 1 母と子の健康づくり

【現状と課題】

子どもが健康に生まれ育つことは誰もが願うことです。

これを実現するためには、健やかに子どもを育てる環境を整え、妊娠・出産・育児といった各時期への一貫した親子に対する支援が必要とされます。

現在、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、さまざまな母子保健事業を実施しています。

アンケート調査では、子育てをしていて、いまの関心ごとで就学前児童世帯では「子どもの発達、健康や病気のこと」が43.4%で高くなっています。

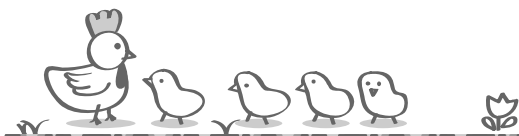
今後は、妊娠期の健康管理を充実するため、妊婦健康診査の受診を勧奨するとともに、乳幼児健康診査にかかる時間を短縮し、実施方法の見直しや複雑・多様化している相談内容に対応するため、専門職の確保および資質向上を図る必要があります。

【施策の内容】

(1) 子どもや母親の健康の確保

健康診査や妊娠・出産・育児に関する相談・指導を充実し、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、さまざまな母子保健事業を実施していきます。

事業名		事業内容	担当課
40	母子健康手帳作成事業	■妊娠届をした妊婦に、母子健康手帳とマタニティストラップを交付します。	健康課
41	母子健康教育事業	■妊婦、乳幼児とその保護者等を対象に、育児知識と技術の啓蒙、普及を図るため、父親・母親教室等を実施します。	健康課
42	母子健康相談事業	■乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康課
43	母子健康診査事業	■妊娠経過や乳幼児の成長発達の健診を行い、異常等があれば早期に医療機関等へつなげます。	健康課
44	母子訪問指導事業	■対象の自宅に訪問し、より実生活に密着した保健指導を、適切な時期に実施し、妊婦及び養育者の不安の軽減を図り、乳幼児の成長発達を促します。	健康課
45	乳児家庭全戸訪問事業（新規事業）	■すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。	健康課



(2) 食育の推進

それぞれの成長段階や理解度に応じて、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と「食」を選択する力を育成するための指導・啓発に努めるとともに、望ましい「食」のイメージにつながるような教室・給食を実施します。

事業名		事業内容	担当課
46	離乳食教室	■離乳食の試食を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施します（前期講習会…年6回、後期講習会…年6回）。	健康課
47	学校給食の充実	■学校給食施設・設備の計画的な改善、衛生、地場産の食材利用、栄養管理を進めるなど学校給食の充実に努めます。 ■児童への給食提供及び円滑な調理作業の実施と安全管理・衛生管理を行うために、学校給食調理等における備品の古い機種（老朽化）との入れ替えを行います。	教育 総務課・ 学校 教育課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の基本は、子どもたちの発育に応じて、適切な教育、対応を行うことであるため、親・学校教育や地域保健と連携し、対応していきます。

事業名		事業内容	担当課
48	思春期の保健対策の強化	■電話相談等を中心に対応を図ります。	学校 教育課・ 健康課

(4) 不妊に対する支援

県で実施する不妊治療費補助事業を支援します。

事業名		事業内容	担当課
49	特定不妊治療費補助事業	■希望者に申請書等を配布します。また、事業の広報等による普及啓発を行います。	健康課

施策の基本的方向 2 保健医療の充実

【現状と課題】

小児医療では、かかりつけ（小児科）医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

また、子どもは、体調の変化を起こしやすく、救急の対応が迫られることが少なくないばかりか、医療費の負担も決して小さくありません。

アンケート調査では、かかりつけ医のいる割合は、就学前児童世帯で81.2%、就学児童世帯で68.4%となっており、多くの人が幼少年期を継続して診てもらえる医療機関をもっていることがうかがえます。また、休日・夜間対応の医療機関の周知状況は就学前児童世帯では9割に上っています。

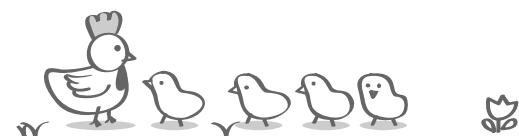
小児科専門医の減少が懸念されるなか、一層の小児医療の充実、確保を目指すとともに、子どもの急な体調不良時などでも、保護者が落ち着いて適切な対応ができるように情報提供の充実を図り、加えて疾病などに関する教育を行う必要があります。

【施策の内容】

（1）小児医療の充実

医師会をはじめとする関係機関の協力を得ながら、引き続き休日急患診療事業を核とした初期救急医療体制の充実に努めます。

事業名		事業内容	担当課
50	初期救急医療確保対策事業	■休日の急患に対し、適切な医療が受けられるようにします。 そのため茅ヶ崎医師会と契約を結び、輪番制により診療を提供します。	健康課



基本目標 3 教育環境の整備

施策の基本的方向 1 学校教育の充実

【現状と課題】

時代の変化とともにさまざまな教育改革が行われ、子どもの健全な成長を支援するための取り組みが続けられてきました。しかし、今また、いじめや不登校、少年少女による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めて子どもとの関わり方が問い直されています。

また、子どもが物質的に恵まれ、周囲の大人達から大切にされながら育てられる環境にある反面、望ましい人間関係をつくり上げていくのに必要な直接的な体験の量や幅が不足し、子どもの健全育成に与える影響が危惧されています。

こうしたなか、教育現場においては、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育む教育が求められています。

【施策の内容】

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

事業名		事業内容	担当課
51	「生きる力」の育成事業 (小学校・中学校)	■校内研究への補助や、地域協力者への謝礼、芸術鑑賞事業の補助を通して、児童又は生徒の「生きる力」の育成を推進します。	学校教育課
52	教育コンピュータ活用事業 (小学校・中学校)	■情報化に対応した教育実現のため、教育用コンピュータの整備を推進し、その活用を図ります。	学校教育課
53	教育相談事業	■不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課・教育研究室

(2) 信頼される学校づくり

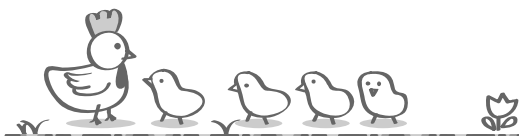
保護者や地域の方からも信頼される魅力ある学校づくりを通して、子どもの「生きる力」を育むための取り組みを進めます。

事業名		事業内容	担当課
54	「特色ある教育活動」推進事業（小学校・中学校）	■学習環境の整備、地域人材の活用、体験的な学習や問題解決的な学習の実践などを通して児童又は生徒に確かな学力と豊かな心を育成するための特色ある教育活動の推進を図ります。	学校教育課
55	教職員の資質向上事業	■児童・生徒の「生きる力」を育成するため、指導する教職員の資質向上を図ります（町研修会及び教育研究員研究会の充実を図ります）。	教育研究室

(3) いじめ・不登校などへの取り組み

家庭、学校、地域が連携を密にするとともに、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを通して、子どもたちの悩みを受け止める体制づくりを進めます。

事業名		事業内容	担当課
56	教育相談事業（再掲）	■不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課・教育研究室



施策の基本的方向 2 幼児教育の充実

【現状と課題】

子どもにとって、遊びは成長していく糧として重要な意味があり、人間関係の形成、社会性の発達、規範意識の醸成などに大きく関与しています。

こうした子どもの遊びが、今日、大きく変化してきています。屋外での遊びや集団遊びが減り、これに代わってテレビゲームやパソコンなど屋内での一人あるいは少人数での遊びが増えています。また、塾や習い事に通う子どもが増え、遊び時間そのものがとれない状況もうかがえます。

アンケート調査では、子育てを安心して、楽しく行うための必要なサービスは「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が、いずれの児童世帯も5割を超え、最も多くなっています。

今後、子どもが自主的に活動できる拠点としての居場所を整備し、遊び方の指導、地域との関わり、世代間交流などを支援していくことも望まれています。

【施策の内容】

(1) 幼児教育の充実

子育ての保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

事業名		事業内容	担当課
57	幼児対象子育て支援事業	■「町立保育園において、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、母親同士の交流を図り、親子が共に成長できることを目的とした事業「保育園で遊ぼう」を実施します。	子育て支援課
58	おはなしの会	■子育てサロンなどと連携して、読み聞かせを行います。	公民館

施策の基本的方向 3 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子育ての基本は家庭にあり、子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭が果たす役割は重要です。

しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進むなかで、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況にあり、また、自立心や道德規範の獲得といった精神的な成熟がないまま、親になるケースもあるなど、家庭における教育力の低下が懸念されています。

一方、子どもたちは学校を離れても、遊びという現場のなかで多くのことを体験し、成長していくものですが、最近では子どもの減少や生活様式の変化などから、多くの人と交流し、経験を積み重ねる機会が比較的少なくなっています。

こうしたことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力のさらなる向上が求められています。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行っていくことが必要であり、加えて、地域社会が関わりを持ちながら子どもを育てる取り組みを進める必要があります。

【施策の内容】

(1) 家庭教育の充実

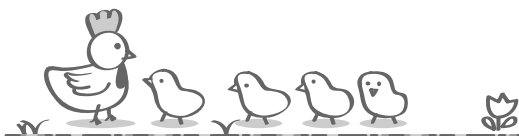
公民館でのスポーツや文化、環境などさまざまな活動を通し、子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、世代間交流の促進に努めます。

事業名		事業内容	担当課
59	公民館講座開催事業 (再掲)	■ 幼少年教育事業、青少年育成事業、芸術・文化事業の講座を実施し、また、その内容については、時代に即した課題を取り入れます。	公民館

(2) 地域の教育力の向上

地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

事業名		事業内容	担当課
60	青少年指導員活動事業	■ 青少年指導員を置き、学校及びこども会その他関係機関との連携により青少年の健全育成を行います。	生涯学習課
61	さむかわゆうゆう学園事業	■ 学校週5日制により、地域で子どもを育てていくことが大切なものとなってきたことから、公民館等で行っている子ども向け事業を「ゆうゆう学園」として体系化、週末を利用した子ども達の体験活動を推進します。	生涯学習課



基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の基本的方向 1 バリアフリーのまちづくり

【現状と課題】

妊産婦、子ども連れの外出を考えたとき、交通機関のアクセスの悪さや、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、妊娠や子育ての負担感の一因ともなります。

アンケート調査では、子育てをしていて困ること（困ったこと）は「子どもが安全に通れる道路がないこと」が45.8%、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が23.6%となっています。

こうしたことを踏まえ、妊産婦や子どもが単独でも子ども連れでも安心して安全に外出ができるように、公共交通機関についても、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー化などを交通機関事業者に対して要請するとともに、必要な支援を行っていくことが求められています。

【施策の内容】

（1）子育てバリアフリー環境の整備

既存の公共施設のバリアフリー化、ベビーベッドなどの設置、エレベーターの設置やトイレの改修など大規模な工事を伴う場合は施設の改築などに合わせて整備を進めます。

事業名		事業内容	担当課
62	公共施設のバリアフリー化	■公共施設のバリアフリー化を推進するための情報提供をします。	福祉課
63	道路歩道等整備事業	■歩行者の安全対策を目的にした歩道整備や未舗装道路の道路改良を行い、安全で快適な生活を確保します。	道路課
64	路線バス等の利用環境の充実	■子ども、子ども連れの親など誰もが安心して乗り降りできるよう低床バスの導入促進などを関係機関に要請します。	企画政策部

施策の基本的方向 2 安全・安心まちづくり

【現状と課題】

交通安全対策については、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育を進めていく必要があります。特に、親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、交通安全教育にあたる職員のスキルアップおよび地域における指導者のさらなる育成が求められています。

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

アンケート調査では、子育てで特に困ること（困ったこと）は「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配である」が、いずれの児童世帯も5割を超え、最も多くなっています。

今後は、こうした地域防犯活動において、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要であるため、学校や幼稚園、保育所、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。

【施策の内容】

（１）安全な道路交通環境の整備

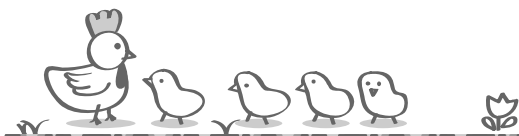
まち全体として良好な生活環境の整備に取り組むとともに、憩える場としてのまちづくりを進めます。また、突然の災害にも対応できる、安全で安心な都市環境・住環境の整備を進めます。

事業名		事業内容	担当課
65	住環境整備推進事業	■良質な賃貸住宅を探している人に公的住宅募集情報を提供するとともに、良好な居住環境の形成に向けた情報提供を行います。	都市計画課

（２）安心して外出できる環境の整備

地域の人々の協力によるパトロールなど、地域全体で犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもたちの安全を確保する活動を支援します。また、新規事業としてチャイルドステーションの普及推進を図っていきます。

事業名		事業内容	担当課
66	安全・安心パトロール活動の推進	■寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施します。	生涯学習課



事業名		事業内容	担当課
67	チャイルドステーションの普及推進（新規事業）	■赤ちゃん連れの親が安心して外出できるよう、町全体でオムツ替えや授乳ができるスペースを設置することを推進します。 ■民間を含めたチャイルドステーションの整備拡大に努めます。	子育て支援課

（３）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、総合的な交通安全対策を進めていきます。

事業名		事業内容	担当課
68	交通安全活動事業	■交通安全指導や安全教育に関し交通指導員を中心にして推進します。 ■交通事故から子どもを守るため、新入学児童に黄色い帽子を配布します。 ■交通事故防止のため、町内各小学校において交通安全教室を開催します。１年生は道路の通行方法、３年生は自転車の通行方法をそれぞれ学びます。	防災安全課

（４）子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

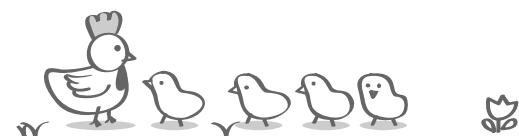
地域防犯ネットワークや防犯協会、自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。

事業名		事業内容	担当課
69	安全・安心パトロール活動の推進（再掲）	■寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども１１０番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施します。	生涯学習課
70	子どもを守るための活動の推進	■子どもの防犯意識の高揚に努める他、関係団体が実施する「ハートの家」事業等を支援します。	生涯学習課
71	防犯対策推進事業（小学校）	■新１年生に対する防犯ブザーの貸与、子どもの安心・安全を見守る推進委員の活動推進を通して、登下校時の子どもたちの安全確保を図ります。	学校教育課

(5) 被害に遭った子どもへの心のケアの推進

被害を受けた子どもたちや家庭に対しての支援を進めます。

事業名		事業内容	担当課
72	教育相談事業 (再掲)	■不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校 教育課・ 教育 研究室
73	被害児童カウ ンセリング	■被害児童のカウンセリングを実施します(乳幼児カウ ンセリングは児童相談所に依頼)。	子育て 支援課



施策の基本的方向 3 子どもの遊び場の確保

【現状と課題】

子どもが将来にわたっていきいきと暮らしていくために、友だちとの交流や遊びなどを通して判断力や行動力を養いながら、豊かな人間性や生きる力を身につけることは大事な要素です。

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、学校教育以外の活動の場や参加の機会が提供できるよう、家庭や地域が相互に連携しながら社会全体で育てていくことが必要です。

このため、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに居場所や遊び場の整備、親同士の交流・仲間づくりが行えるような機会や場の提供が求められています。

【施策の内容】

(1) 子どもの居場所の充実

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整えることを推進します。

事業名		事業内容	担当課
74	ふれあい塾運営事業	■学校施設を活用しながら、放課後の小学生の居場所づくり事業の充実を図り、児童の健全育成を推進します。	生涯学習課
75	子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課

(2) 公園等の整備

子どもたちが健やかに成長できるよう、公園等の整備や老朽化に伴った遊具の撤去や補修を行い、公園等の整備・充実を図ります。

事業名		事業内容	担当課
76	公園整備等事業	■各施設の遊具の改良や、公園の整備を図ります。 ■寒川駅北口地区の公園整備を行います ■田端地区の街区公園整備を行います。	都市計画課
77	児童遊び場の整備	■子どもが安心して遊べるような児童遊び場の点検・整備を進めます。	子育て支援課
78	広場等の整備	■子どもが安心して遊べるような広場の整備・維持管理を進めます。	生涯学習課

基本目標5 要支援家庭への取り組み

施策の基本的方向 1 児童虐待の防止

【現状と課題】

子育て世帯の減少や近所付き合いの希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、親の育児不安が増大するなか、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、また、子どもの発達状況などのさまざまな要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待は後を絶ちません。

アンケート調査では、就学前児童世帯の約6割が「子育てでどうしてもよいかかわらなくなることがある」と回答しており、3割弱が「子どもを虐待していると思うことがある」という結果となっています。

この現状からも、今後とも、虐待の問題に関して、一層の取り組みが求められています。

【施策の内容】

（1）児童虐待の早期発見体制の確立

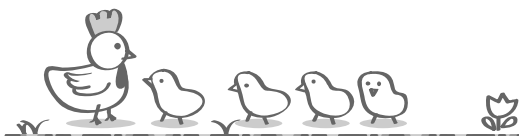
虐待の早期発見及び適切な初期対応を行うため、児童虐待防止法の周知を図り、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見を図ります。

事業名		事業内容	担当課
79	児童虐待防止のネットワーク事業	■児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを推進し、充実を図ります。	子育て支援課

（2）児童虐待の防止

児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係諸機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止に努めていきます。

事業名		事業内容	担当課
80	子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
81	被害児童カウンセリング（再掲）	■被害児童のカウンセリングを実施します（乳幼児カウンセリングは児童相談所に依頼）。	子育て支援課



施策の基本的方向 2 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

近年、離婚率の上昇に伴ってひとり親家庭は増加の傾向にあります。

特に、母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢のなか、母親が就業面で不利な状況に置かれることが多く、また、養育費も得られにくいなど、経済的基盤が弱くなりがちなため、その生活は厳しいものとなっています。

また、ひとり親家庭の育児負担は両親のいる家庭と比べ大きく、身近に頼れる人がいない場合など、負担はさらに大きいものとなります。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保策及び経済的支援等を充実していくことが求められています。

【施策の内容】

(1) ひとり親家庭への自立支援の推進

母子家庭や父子家庭などの経済的負担を軽減し、養育や医療などにおける生活支援を行うため、各種助成制度の充実を図るとともに、制度の周知に努めていきます。

事業名		事業内容	担当課
82	児童扶養手当	■18歳到達年度末までの児童（児童に障害のある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の母（父に重度の障害がある場合を含む。）又は養育者に手当を支給します（国）。	子育て支援課
83	ひとり親家庭等医療費助成事業	■ひとり親家庭等の人が病院等を受診した時に支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します（所得制限あり）。	子育て支援課
84	ひとり親家庭への各種制度のPR	■パンフレット等による各種制度のPRを実施します。	子育て支援課

施策の基本的方向 3 障害児施策の充実

【現状と課題】

障害や発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

近年では、学習障害（LD）※¹、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）※²、高機能自閉症※³など療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられるようになり、これらの子どもに対する対応法や教育プログラムの研究が進みつつあります

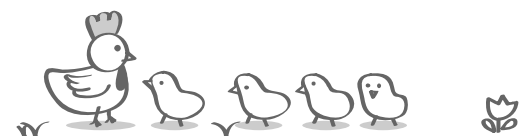
今後は、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との連携を図ることが求められています。

【施策の内容】

（1）障害児保育の充実

一人ひとりの個性を伸ばしていける保育・療育・教育体制を充実するとともに、各種助成制度の充実に努めていきます。

事業名		事業内容	担当課
85	心身障害者医療費助成事業	■心身障害者の医療費の自己負担額を助成します。	福祉課
86	障害児福祉手当	■障害児に手当を支給し、対象者の福祉の向上に寄与します（県）。	福祉課
87	障害児デイサービス事業	■障害児の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の早期療育を行います。 ■乳幼児の発達に関して療育相談を行います。	福祉課



(2) 学習援助と機会の提供

障害のある児童・生徒の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、就学相談や障害の程度・種類などに応じた指導・支援を行っていきます。

事業名		事業内容	担当課
88	特別支援教育推進事業（小学校・中学校）	■特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する児童の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します。また、特別な支援を要する児童のために、町内全小学校に「ふれあい教育支援員」を配置し、学習支援を行います（小学校）。 ■特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する生徒の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します（中学校）。	学校教育課
89	特別児童扶養手当	■20歳未満で、日常生活に著しい制限を受ける障害状態にある児童を監護している父母、もしくは養育している養育者に対し手当を支給します（国）。	子育て支援課
90	特別支援学級の開設	■特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、より充実した教育の実施を図るため、未設置の学校に順次、特別支援学級を開設します。	学校教育課

※1 学習障害（Learning Disabilities）

軽度発達障がいの一つで、知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

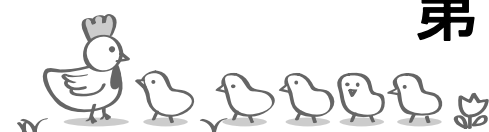
※2 注意欠陥／多動性障害（Attention Deficit / Hyperactivity Disorder）

軽度発達障がいの一つで、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたします。

※3 高機能自閉症

軽度発達障がいの一つです。3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動障がいのある自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

第 6 章



目標事業量の設定

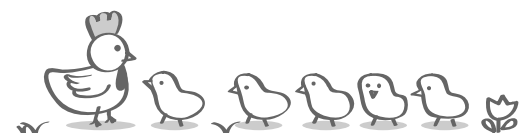


第6章 目標事業量の設定

目標事業量の設定にあたっては、アンケート調査等により把握した各事業のニーズに基づき、寒川町の地域特性を考慮した上で、現状のサービス基盤を踏まえ、後期計画期間（平成22～26年度）の目標事業量を定めました。

1 特定事業について

事業名	単位	事業内容
平日昼間の保育サービス		
①通常保育事業	人	保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を行う事業
②特定保育事業	人、か所	保護者がパートタイムで働いているなどの理由で、家庭での保育が一時的に困難である場合に、保育所入所の対象にならない子どもを、一時的に預かる事業
夜間帯の保育サービス		
③延長保育事業	人、か所	保育時間の延長需要に応えるための事業
④夜間保育事業	人、か所	文字通り夜間に保育をすることで、夜間保育園の分類では11時から22時が基本開所時間として定められている事業
⑤トワイライトステイ事業	人、か所	保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う事業
⑥休日保育事業	人、か所	保育所入所児童の保護者が日曜、祝祭日等に就労などにより、児童の保育が必要な場合、休日保育登録申請をして、休日保育実施園で休日保育を実施する事業
⑦病児・病後児保育事業	日数、か所	保護者の就労や冠婚葬祭などにより、病気または病気回復期にある児童を、病院や保育施設などで一時的に預かる事業
⑧放課後児童健全育成事業	人、か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供する事業

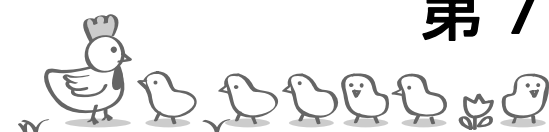


事業名	単位	事業内容
⑨地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）	か所	子育て世帯に交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルへの支援などを行う事業 ひろば型：週3日以上、1日5時間以上開所 センター型：週5日以上、1日5時間以上開所 児童館型：週3日以上、1日3時間以上開所
⑩一時預かり事業	日数、か所	一時保育とは、保護者などがパート就労や病気、その他の理由により、一時的・緊急的に幼児を保育できなくなった場合、保育所で幼児を預かる制度
⑪ショートステイ事業	か所	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行う事業
⑫ファミリーサポートセンター事業	か所	育児の手助けができる人と育児の手助けが必要な人を会員登録し、保育園の送迎や一時預かりなど、会員組織による相互援助を行う事業

2 特定事業の目標設定

事業名	平成21年度 目標事業量	平成21年度 実績見込み	平成26年度 目標事業量
①通常保育事業	定員540人	定員540人	定員630人
②特定保育事業	—	—	—
③延長保育事業	設置3か所	設置3か所	設置4か所
④夜間保育事業	—	—	—
⑤トワイライトステイ事業	—	—	—
⑥休日保育事業	設置1か所 定員30人	設置0か所 定員0人	—
⑦病児・病後児保育事業	—	—	—
⑧放課後児童健全育成事業	設置5か所 定員150人	設置5か所 定員177人	設置5か所 定員200人
⑨地域子育て支援拠点事業	設置2か所	設置1か所	設置2か所
ひろば型	設置1か所	設置0か所	設置1か所
センター型	設置1か所	設置1か所	設置1か所
児童館型	—	—	—
⑩一時預かり事業	—	—	—
⑪ショートステイ事業	—	—	—
⑫ファミリーサポートセンター事業	設置1か所	設置1か所	設置1か所

第7章



計画の推進体制



第7章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援対策行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健センター、教育機関、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進をめざします。

2 住民との協働

(1) 町民との協働体制の構築

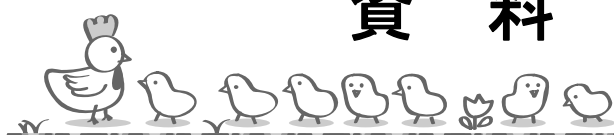
本計画の推進に当たっては、町民と行政の協力体制が不可欠です。

町民や企業の代表者、学識経験者、関係機関などで構成される「次世代育成支援行動計画地域協議会」では、引き続き計画の実施状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、町民と町の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

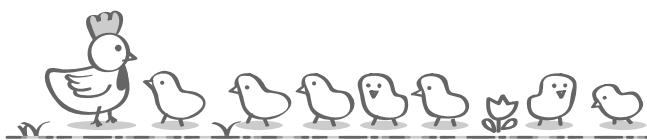
本計画の策定及び変更については、広報紙や町ホームページにより、広く町民に周知するとともに、進捗状況について毎年度、公表していきます。

資料編





資 料 編



次世代育成支援対策行動計画（後期）



企画・編集

神奈川県寒川町

〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165

T E L

(0467) 74-1111

U R L

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

